令和4年第6回 飯塚市議会会議録第5号

令和4年12月9日(金曜日) 午前10時00分開議

○議事日程

日程第10日 12月9日(金曜日)

- 第1 一般質問
- 第2 議案に対する質疑、委員会付託
 - 1 議案第 90号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号)

(総務委員会)

2 議案第 91号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

(協働環境委員会)

3 議案第 92号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算 (第1号)

(福祉文教委員会)

4 議案第 93号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(協働環境委員会)

- 5 議案第 94号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号) (経済建設委員会)
- 6 議案第 95号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) (経済建設委員会)
- 7 議案第 96号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) (経済建設委員会)
- 8 議案第 97号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

(経済建設委員会)

9 議案第 98号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算 (第1号)

(経済建設委員会)

10 議案第 99号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)

(経済建設委員会)

11 議案第100号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(経済建設委員会)

12 議案第101号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)

(経済建設委員会)

13 議案第102号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例

(総務委員会)

14 議案第103号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例

(総務委員会)

15 議案第104号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(公共施 設跡地関係)

(総務委員会)

16 議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(行政経営戦略関係) (総務委員会) 17 議案第106号 飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

18 議案第107号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例

(総務委員会)

(総務委員会)

19 議案第108号 飯塚市公共施設等整備基金条例

(総務委員会)

20 議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例

(福祉文教委員会)

21 議案第110号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

(協働環境委員会)

22 議案第111号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例

(協働環境委員会)

23 議案第112号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例

(協働環境委員会)

24 議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(学校施設における 児童の転倒事故)

(福祉文教委員会)

25 議案第114号 指定管理者の指定(飯塚市市民公園体育施設)

(協働環境委員会)

26 議案第115号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)

(福祉文教委員会)

27 議案第116号 ふくおか県央環境広域施設組合規約の変更について

(協働環境委員会)

28 議案第117号 市道路線の認定

(経済建設委員会)

- 第3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託
 - 1 議案第118号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)

(総務委員会)

2 議案第119号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(総務委員会)

3 議案第120号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(総務委員会)

4 議案第121号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(総務委員会)

5 議案第122号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)

(総務委員会)

6 議案第123号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)

(総務委員会)

7 議案第124号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

(総務委員会)

- 8 議案第125号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号) (総務委員会)
- 9 議案第126号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算 (第2号) (総務委員会)
- 10 議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (総務委員会)
- 11 議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (福祉文教委員会)

第4 請願の委員会付託

1 請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の調査のために百条委 員会の設置を求める請願

(議会運営委員会)

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長 (秀村長利)

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。28番 平山 悟議員に発言を許します。28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

通告に従い、一般質問を行います。

今日は、「自治会について」、自治会数及び加入率について、加入促進に向けた他自治体の取組について、加入促進に向けた本市の取組について、この3つの質問をしたいと思いますが、一つ一つ聞いていくとちょっと質問が長くなりますので、一括して、私なりの質問の仕方をいたしますので、答弁をよろしくお願いします。

全国市議会議長会は、自治会・町内会等の縮小、解散問題に関する要望・提言を議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願いいたしますと、令和3年2月に要望・提言をいたしております。その要望・提言の中で、我が国では住民自治組織である自治会、町内会等が地域社会において、行政協力業務やまちづくり等の推進にこれまで大きな役割を果たしてきたが、近年では役員の高齢化や若年層の未加入、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、多くの組織において、活動が縮小、形骸化し、運営や存続が困難な状況となっている。このような中、自治会・町内会等をはじめとする地域コミュニティーを再編し、地元自治体との新たな関係を模索する地域も増えており、令和2年6月の第32次地方制度調査会答申では、地域社会における「公共私の連携」のプラットフォームの構築について明記されたところである。

自治会・町内会等の総数は、平成30年4月時点で全国約30万組織に及んでおり、それらの 運営が今後も持続的・発展的であるかどうかは、地域住民の生活の質を左右する重要な課題であ ることから、住民自治の先進地域だけではなく、疲弊が進む地域においても併せて見据え、現実 に即した方策も進めることは重要である。よって、本特別委員会は、自治会・町内会等の縮小、 解散問題の解決に向け強く要望するとありますが、本市における取組は、どうなっているのでし ょうか。答弁をお願いします。

○議長 (秀村長利)

市民協働部長。

○市民協働部長(久家勝行)

自治会の活性化への取組ということでございますが、自治公民館ののぼり旗の掲示や、新築販売されている業者への啓発など、自治会加入促進への各種取組を行っております。内容といたしましては、各イベントに出向いて、PR活動、住宅・マンション販売業者へ契約時に自治会加入を勧めていただく働きかけなどを行っております。

○議長 (秀村長利)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

今の答弁で、今まで同僚議員の質問でも、のぼり旗の掲示や新築発売されている業者への啓発 とありましたが、今日は私の体調がちょっと悪いので、このことについては、またの機会に質問 いたします。

それでは、全国市議会議長会の特別委員会は、次の4つの事項について、強く要望しております。一つ、自治会・町内会等に対する財政支援、一つ、自治会・町内会等における諸問題の調査、分析等、一つ、自治会・町内会等における多様な主体に対する支援、一つ、自治会・町内会等における人材の発掘・育成に対する支援、この4つの事項について、本市はこれからどのように取り組んでいくのか、答弁をお願いいたします。

○議長 (秀村長利)

市民協働部長。

○市民協働部長(久家勝行)

今、4つの点についてご質問がございましたので、一つずつお答えさせていただきます。まず 1点目の自治会に対する財政支援につきましてでございますが、自治会とは一定の区域の世帯や 事業所が参加し、地域の課題解決に主体的に取り組み、地区内の管理、住民の安全安心を図る自 主独立した自治組織であるため、あまり行政が関与することは望ましくはございませんが、近年、 住民の高齢化による役員の担い手不足を要因として、廃止や休止などを申し出られる自治会が増 えていることや、原油価格や物価高騰により、さらに自治会運営が厳しい状況となっており、今 後、継続的な自治会運営を行っていただくため、市といたしましても、自治会連合会などからの 状況をお聞きし、適切な支援策を考えていきたいと考えております。

2点目でございますが、自治会における諸問題の調査分析等につきましては、自治会は防災や 高齢者、子どもの見守りなど、地域の安全な環境づくりを話し合い、助け合いながら地域を守っ ておられます。しかしながら、役員の高齢化や若年層の未加入など、自治会が抱える課題は年々 多様化しております。その中でも加入促進と防災は重大な課題であることから、自治会連合会で も自治会加入促進部会、防災部会を設置し、担当のまちづくり推進課と協働して調査研究を行っ ております。今後も、自治会との情報を共有しながら、課題解決に向けて取り組んでまいります。

3点目でございます。自治会における多様な主体に対する支援につきましてでございます。自治会における様々な問題を解決するには、PTA連合会やまちづくり協議会などの各種団体との連携、協力し、地域の皆さんが求める活動ができるよう進めていくことが大切だと考えております。また、本市では、令和2年度よりチャレンジング補助金として、NPO法人やボランティア団体が自治会と連携して先駆的なまちづくり事業を実施する場合には、補助金を交付するようにいたしております。自治会と多様な団体の連携推進を進めているところでございます。

4つ目、自治会における人材の発掘、育成に対する支援につきましてでございますけれども、これは飯塚市協働のまちづくり推進条例第12条では、市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりの人材発掘と育成の充実に努めるものとすると規定いたしております。今後、市といたしましても、人材の発掘・育成のセミナー、研修会を開催していきたいと考えております。また自治会の役員の方からは、市職員がいるが加入してくれない、市職員に自治会運営に携わってほし

いなどの人材確保に向けた話も聞くことがございます。協働のまちづくり推進条例第14条では、 市職員は、協働のまちづくりの重要性を確認するとともに、自らも地域社会の一員として積極的 にまちづくりに参加するように努めなければならないと規定していることから、市職員に対して も、引き続き自治会の加入促進の啓発を行ってまいります。

今回、平山議員の質問の趣旨を私どもしっかり受け止めながら、自治会が活性化するよう自治 会活動の支援をともに頑張っていきたいと思います。

○議長 (秀村長利)

28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

今の答弁を聞きまして、いろいろ質問もしたいのですが、今日はちょっと私の体調の都合上、 最後に要望としてお伝えしますので。

市の職員さんで自治会加入していない人がいると今、答弁があり、ちょっとびっくりしましたけれど、今後もやはり市の職員さんには、積極的に啓発を行い、地域活動の参加をお願いするようにしっかり働きかけてください、お願いします。

これは最後の要望になりますが、私は自治会とは、行政区域内を細分化した地域、または住宅 団地等を単位として、近隣関係を基礎とした全世帯を構成員とする地縁による住民組織であると 認識しています。頴田地区でも2つの自治会はもうなくなっております。そして、近隣では、若 手がいなくて、溝掃除もできなくなっている地域が多数あると聞いております。

全国には、自治会加入率の高い自治体も実際にあり、PTA連合会などとの連携、協力が大切なことだと答弁がありました。私は、その中で12あるまちづくり協議会には、いろいろな分野の有識者もその地域にはおられますので、連携、協力をお願いし、飯塚市全体の自治会が先細りしないよう強く支援をお願いして、本日の私の質問は終わります。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。8番 川上直喜議員に発言を許します。

○8番 (川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。

第1は、「物価高騰から暮らしと営業を守る対策について」です。1点目は、学校給食費の無償化についてです。11月14日は福祉文教委員会でしたが、片峯 誠市長は公務で欠席との説明がありました。何の公務で、どこにいるのか尋ねても、誰も分からないということでした。そこで私は、とりあえず、副市長2人に学校給食費は幾らかと質問しました。久世賢治副市長は、存じ上げておりません。藤江美奈副市長は、私も把握しておりませんと答弁しました。片峯市長、学校給食費が幾らか、ここで答えてください。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

ご質問の学校給食費についてでございますけれども、小学校が4010円、中学校が4830円というふうになっています。(発言する者あり)学校給食費の月額単価でございます

ので、単価であれば、私のほうからの答弁とさせていただきたいというふうに考えております。 繰り返しになりますが、小学校4010円、中学校4830円というふうにあります。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

子育て世代の負担感を、片峯市長はどう受け止めているか、お尋ねします。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

学校給食費の関係ということでのご質問からの流れでございますので、私のほうから答えさせていただきます。子育て世帯の負担感ということでございますけれども、学校給食費に限って言いますと、生活困窮家庭、いわゆる所得が低い、生活が厳しいといったご家庭に対しては生活保護制度、また、準要保護制度などを活用していただき、給食費についてはご負担のないようにしているところでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

給食費の負担がない、無償状態にあるということについては、肯定的に答弁されたのですね。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

具体的に申しますと、生活保護制度に該当するご家庭、また、準要保護制度においては、それ ぞれのご家庭の所得の状況に応じて、適用となるご家庭では給食費の負担がございませんという 内容でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

今、無償状態にあるのは約3割の世帯ですよね。あと7割の世帯についての負担感をどう受け 止めているかを聞いたわけです。きちんと答えてください。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

残りの7割のご家庭に対するご負担感ということでございますけれども、市のホームページのほうには上がっておりますけれども、大体、所得に直しますと約300万円から380万円、収入に直しますと大体380万円から500万円のご家庭、家族構成にもよりますけれども、こちらのほうが準要保護制度の対象となりますので、大半のご家庭についてはこの中でカバーできているというふうに考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

片峯市長、あなたの教育委員会の教育部長はどうしても子育て世代の負担感を答弁したくない というような感じですね。

学校給食費の無償化について、片峯市長は3月議会予算特別委員会で、市長や教育委員会が決断した場合には可能である、私の考え方としてはそういう決断も可能だと考えると答弁しました。

間違いありませんか。

○議長 (秀村長利) 教育部長。

○教育部長(山田哲史)

質問者のご質問のとおりでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

片峯市長の答弁について質問しているのに、なぜ片峯市長が答弁に立たないで、教育委員会の 部長が答弁するのか。議長、答弁したことについて聞いているのだから。そのように、市長に答 弁を求めてください。

○議長 (秀村長利)

質問者に申し上げます。質問者が答弁する者を指定することはできませんので、ご了承ください。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

片峯市長、答弁してください。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

ご質問の内容が、現在の教育部内での生活困窮家庭に対する状況などのご質問でございますので、私のほうから答弁のほうをさせていただいているところでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

大変けしからん。

それから、9か月が経過しようとしています。補正予算で対応する機会が少なくとも4回ありました。どういう検討をしましたか、お尋ねします。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

生活の厳しいご家庭に対しては、先ほども申しましたとおり、生活保護制度や準要保護制度に 基づく学校給食費の減免のほうを既に実施しております。その結果、給食費のほうのご負担はご ざいません。これらの制度に該当とならない世帯に対する減額措置は考えておりませんことから、 協議のほうは行っておりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

片峯市長の3月議会での答弁は先ほど確認があったとおりです。それで、片峯市長はこの学校 給食の無償化をいつ実現しようというつもりか、お尋ねします。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

繰り返しとなりますけれども、今、先ほど申しました制度の該当にならない世帯に対する減額 措置は考えておりませんことから、協議のほうは行っておりません。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

片峯市長、いつ実現するつもりかと聞いたんですよ。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

繰り返しになりますが、減額措置のほうは考えておりません。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

3月の市長答弁と、今の12月の教育部長の答弁は矛盾があるのではないですか、片峯市長。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

3月の予算特別委員会での市長の答弁につきましては、学校給食費の保護者負担については、 設置者である市の判断するものとしての市長からの答弁であります。

○議長 (秀村長利)

片峯市長。

○市長(片峯 誠)

3月の予算特別委員会のほうでお答えいたしましたとおり、学校給食の無償化等を実施するか どうかは、市の政策的な判断に最終的に委ねられるものであると、今でも思っておりますが、先 ほど来おっしゃっております今のコロナ、そして物価高の状況の中で、特に子育て世帯の経済的 負担感はどうかというお尋ねもございます。当然のことながら、子どもさんの多い世帯であれば あるほど、非常に負担が大きいものだというように認識しています。ただ、学校給食費が、お支 払いいただいている内容が、食材費のみであるというようなことも御存じでご質問いただいてい ると思います。そのことについて、本市として、学校給食費について無償化するというような考 え方は現在ございません。といいますのが、先ほど来、教育部長が答弁しておりますとおり、学 校給食費については、既に経済的に厳しいご家庭のお子さんからは徴収しないように本市はして おりますし、これも質問者は御存じと思いますが、生活保護世帯だけではなく、就学援助という ことで、全国でも、極めて子ども達に対して負担感を持たせないように、生活保護費の約1. 5倍という高い水準で無償化を実施しているのが本市でございます。現在の物価高は、それらの 世帯だけではなく、多くのそれ以外の世帯でも負担感があるものでございますので、それに対す る総合的支援として、本市では0歳から18歳までの子どもたちを対象として、全ての子どもた ちに3万円の応援券を配付するという方策を取ったものでございまして、現状の形では、学校給 食費に特化して無償化という方策を取るような意思はございません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

あれかこれかというようなことを言われましたけれど、3万円のクーポン券はもう6か月たっていますから、全部、給食費相当で消えていますよ。

それで、日本国憲法は、義務教育は無償としています。なぜこういう規定があると思いますか。 〇議長(秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

憲法の第26条第2項の規定に、義務教育はこれを無償化とすると、教育機会の均等の観点から、こういった憲法規定があるというふうに認識しております。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

学校給食費は無償化の対象外と考えていますか。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

憲法第26条第2項の無償についてでございますけれども、こちらのほうが、授業料不徴収の意味と解するのが相当であり、授業料のほかに、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないことが、最高裁判所の判例にございます。こういったことから、この規定が即給食費の無償という話にはならないというふうに認識しております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

直ちにはならないというおっしゃり方だと思うけれど、この対象外と考えているのかということを聞いたわけですよ。そうではないということに、今の答弁ではなるわけですね。

それで、市長が学校給食費の無償化に踏み出さないのは、お金の問題ですか。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

給食費の無償化に踏み出さないというのは、先ほど市長のほうからも答弁がありましたとおり、 既に本市のほうにおきましては、保護制度のほかに準要保護制度ということで、保護制度の約1. 5倍という高い基準での対応のほうを行っておりますことから、給食の無償化には至らない、しないという話でございます。また、併せまして、先ほどの最高裁判所の判例でございますけれども、こちらのほうは給食の無償については、この規定には該当しないという答弁でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

就学援助が生活保護基準の1.5倍とかいうことは、就学援助に関わる法律には書いていない。 自分たちが勝手に上限1.5倍はすごいだろうとかいうふうに言っているけれど、すごくないわ けですよ。困っている世帯を応援するというのが基本なんだ。1.5倍、1.5倍ということだ け言うけれど、そういうことなんですよ。

それで、飯塚市でこの学校給食費無償化に必要な財源は年間幾らになりますか。根拠を示して、 説明してください。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

根拠を示してということでございますので、令和4年度の当初予算額のほうでお答えのほうを したいと思います。令和4年度の予算額で申しますと、小中学校の給食費は合計で5億 1196万円となります。そのうち、市負担分の生活保護費及び就学援助費、また、対象外とな ります教職員等除いた額としては、約3億2269万円が必要となりますことから、今申しました約3億2千万円が無償化に必要な金額であるというふうに認識しております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

学校給食費の保護者負担軽減を実施している自治体は全国の8割に上ると、国が公表しました。 そのうち、期間限定を含めて無償化を実施している自治体は幾つありますか。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組を実施、または予定しているとしている全国自治体の中では、1491自治体が該当しているということで、全体の約83.2%が全国の中でのパーセンテージというふうになります。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

筑豊地域で学校給食費無償化を期間限定を含めて実施している自治体を紹介してください。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

筑豊地域での期間限定を含めた無償化の実施状況でございますけれども、まず、直方市、令和4年度は9月から3月まで。宮若市、こちらのほうも令和4年度は9月から3月まで。小竹町、こちらのほうも9月から3月まで。鞍手町、こちらのほうは4月から6月までというふうに聞いております。また、田川市につきましては、これは詳細のほうがあれなのですけれども、食材費の高騰分10%のほうを活用しているということでお聞きしております。また、桂川町につきましても、9月から3月は保護者負担なしということで聞いております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それらの自治体が実施できて、飯塚市がしないというのは片峯市長の判断ということを確認してよろしいですか。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

学校給食費のほうの他市の状況を、今ご紹介しました分と本市のほうで若干対応が違うということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、市のほうで18歳以下の子育て世代を対象とした子育て世帯応援券、3万円分を配付のほうをしております。学校給食費に応援券のほうを直接利用することはできませんけれども、日常の生活に必要な費用に利用してもらうことで、学校給食費などの負担軽減と同様の効果があるものとして考えているところでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

飯塚市が学校給食費の無償化をしないのは市長の判断ということを確認してよいかと聞いたんですけれど、無言の肯定ということで、確認してしまいますけれど、いいですか。

○議長 (秀村長利)

片峯市長。

○市長(片峯 誠)

何か偏った方向に方向に持って行かれているようで非常に不本意なのですが、今、教育部長が答弁しました近隣の市は、全てコロナ交付金を活用して、期間限定で給食費の無償化を実施した市でございます。うちはコロナ交付金の活用を、市も同額程度を市の財政負担としつつ、先ほど言いましたような全ての世帯にという考え方で実施したものです。むしろ、給食費を無償化しても、本当に生活状況が厳しい方々は、今既にお支払いをいただかないでいいような制度にしていますので、でも、そういう方々のお子さんがなおさらきついだろうということで、全ての世帯を対象にコロナ交付金の事業を実施したものでありまして、何で理解していただけないのか、逆に私のほうが不思議でなりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

では、市長の判断によって、飯塚市は学校給食費は無償化しないということを答弁されたというふうに理解してよいですか。

○議長 (秀村長利)

片峯市長。

○市長(片峯 誠)

何か切り取ってそういうことというのが、何か非常に不可解でございます。今言いましたような近隣の幾つもの自治体についても期間限定でございまして、学校給食費の無償化を実施するという意思表示はどこもしていないわけでございます。近隣の分はですね。にもかかわらず、片峯市長が市長判断で、飯塚市は学校給食の無償化はしないというような表現は、私としては何か納得がいきません。

また、学校給食の無償化ということは子育て支援、そして少子化対策ということの中の一つで全国では実施されている自治体もございます、本当の意味での無償化を。ただ、私は現時点では、少子化対策や子育て支援は飯塚市もこれから先、必ず今以上に必要だと思っていますが、学校給食費に特化したその方策がいいのか、もっと総合的支援になったり、幅広い支援になる策がいいのか、現在、私も悩んでいますし、それについて、市の職員達とも協議しているところでございますので、学校給食費の無償化をしないということだけを取り上げられて、市民に失望させるような、そういう行為はおやめいただきたいとお願いいたします。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

要するに認めたと。それで、宮若市長に一度お会いになったら、自分の答弁がいかに恥ずかしいかよく分かると思います。

2点目は水道料の値下げについてです。35%の値上げによる市民生活への影響は総額で幾らですか。

○議長 (秀村長利)

企業局長。

○企業局長(本井淳志)

前年度と今年度の見込みでございますが、料金改正に伴う増収分につきましては、5億7794万3千円と見込んでおります。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それだけの負担が飯塚市民にのしかかっているわけですけれど、市役所に届いている問合せ、 苦情など市民の声を紹介してください。

○議長 (秀村長利)

企業局長。

○企業局長(本井淳志)

4月の料金改定以降になりますが、市民の声と言われましたけれども、現在、大きなそういう ふうな反響といいますか、声のほうは私のほうには届いてはおりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

ここで局長の聞く力を試す必要はないと思うけれど、日本共産党の暮らしのアンケートには、「これまでよりもお風呂、洗濯を節約しないとやっていけない。」、「蛇口をひねるたびに毎日が不安で仕方ない。」、「勝手に35%も値上げしてよいのか。」との声が寄せられています。市長、この声には何と答えますか。

○議長 (秀村長利)

片峯市長。

○市長(片峯 誠)

昨日も別の質問議員さんとのやり取りの中で、全国的にもそうですが、全国平均以上に本市の水道管の老朽化が進んでいることについて、担当部署から答弁を行いました。確かに、水道料金を値上げさせていただいた35%分ということについては、心情的にはつらいものが私もありますし、担当部署も同じだと思っています。しかしながら、未来に向けて、断水や漏水がなく、安全で安心な飲料水、水道水を提供できるようなまちにするためには、どうしても必要だと判断をし、現世代、私ども、確かに値上げした分を払うのは大変ですが、私どもの子どもや孫の時代についてでも、きちんと水道会計が保持できるそんなまちづくりを目指すと判断したものでございますので、何とぞご理解いただきたいと思います。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

あまり市民生活の悩みは聞かないし、市民は頑張ってほしいと、我慢せよというふうに聞こえるわけですけれど、物価高騰対策として国が手当てした臨時交付金はあまりに小規模でしたが、 事業対象メニューで、水道料の値下げをどう位置づけられていますか。

○議長 (秀村長利)

企業局長。

○企業局長(本井淳志)

現在、交付されています新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金につきましては、水道料金の減免に関しては、企業や市民一律の減免は該当するメニューではなく、低所得世帯や子育て世帯のみと、対象を絞っての活用が可能となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

直方市が水道料の市民負担軽減を行いますが、どういう考え方か把握していますか。

○議長 (秀村長利)

企業局長。

○企業局長(本井淳志)

直方市におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これはコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分となりますが、これを活用して減免を行っております。直方市では、水道料金のうち、基本料金の減免を令和4年11月検針分から3か月間実施しておりまして、3か月間の合計で、1件当たり4761円の減免を行っております。なお直方市では、全世帯もしくは全市民を対象とするクーポン券配付等の事業は行っておりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

臨交金のみならず、一般財源で水道料の市民負担の軽減のために、一般会計で市民生活を応援 するルールを国が今認めているわけですね。確認してください。

○議長 (秀村長利)

企業局長。

○企業局長(本井淳志)

4月の臨時交付金におきましては、水道料金の減免、これは全世帯、全市民一律は可能でありました。このときにつきましては、別の支援事業のほうに活用している状況でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

お認めになったわけですけれども。

3点目は、地元業者の支援についてです。 苦境はどのように把握していますか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

市内の企業・事業所におきましては、コロナ禍での感染症対策、円安等による原材料等の価格 高騰に直面しておりまして、大変厳しい状況にあると認識をいたしております。また、これらが 外部要因によりもたらされておりますことから、賃金の上昇が期待できず、逆に景気の停滞リス クとなっており、給与や手当が上昇しない中、市民の皆様にとりまして、大変厳しい状況が続く ものと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

元気なまちづくりを目指すという片峯市長ですが、業者や業界の皆さんと会って、深刻な実情を聞き、対策を検討していると思います。地元中小業者といつ、どういう分野の方々と会いましたか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

令和4年7月に、公益社団法人福岡県トラック協会と経済部長のほうで要望を受けております。 また同月に、福岡嘉穂農政連及び福岡嘉穂農業協同組合の連名により要望があっておりまして、 これにつきましては、藤江副市長が要望を受けまして、経済部長と農林振興課長が同席いたして おります。また、令和4年9月には飯塚民主商工会から要望を商工観光課長のほうで受けており ます。以上でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

聞いていると、片峯市長はお会いになっていないということが分かりました。

市民生活応援クーポン券は地元中小事業者の支援になればという期待を込めた間接的な支援であります。今、求められているのはお金を給付する直接支援です。本市の取組状況を伺います。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

現在におきましては、消費の動きを弱めることはコロナ感染症により大きな影響をお受けになった飲食業、小売業のさらなる事業活動の悪化につながるものと考えております。そのため、今後の経済対策としましては、コロナ感染症からの回復期において、消費を維持し、市民の購買意欲を喚起する観点とともに、市民生活支援の観点から、市民応援クーポン券を発行することで、市民生活や事業者の支援になるものと考えて取組を行っているところでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

直接支援について、お尋ねしました。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

直接支援については、現在のところ考えを持ち合わせておりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

運送業の分野で注目されるのは、筑豊地域では宮若市、直方市、嘉麻市、糸田町の取組です。 紹介してください。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

まず、嘉麻市につきましては、トラック事業者に対しまして普通車1台4万円、小型車1台2万円、(発言する者あり)すみません、嘉麻市につきましては、普通自動車1台4万円、小型自動車1台2万円、軽乗用車1台1万円の支援をされております。糸田町につきましては、一律で10万円という支援を行っておられます。直方市につきましては、上限として60万円の支援を行っております。以上でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

小規模事業者に対する直方市の直接支援制度を示してください。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

直方市のほうが12月議会に補正予算として提案されております小規模事業者への支援につき

ましては、一律5万円の給付を行う支援事業として、今、予算要求をされていることは聞いております。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番(川上直喜) 何社になりますか。
- ○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

約1400社というふうに聞いております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

現在の事態打開の第一歩は、市長が部長や課長任せにせず、経営に苦しむ事業者や商工団体の皆さんと直接向き合うことではないですか。要請があれば市長自身が会うと、ここで約束してください。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

市長の公務につきましては、時間的な制約から、案内や申出の全てに市長ご自身が対応することはできないとの点は御承知のところと存じます。このようなことから、要望書の受け取りに限らず、公務につきましては、市長代理として部長が対応する場合も多くございます。まずは担当課にてその要望内容を確認した上で、対応を検討させていただきたいと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

内容によって、市長と会うことがあるということなんですね、確認したいと思います。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

繰り返しになりますけれども、担当課にてその要望内容を確認した上で、その後の対応を検討 させていただきたいと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それでは、その答弁を確認します。

4点目は暮らしと営業の応援の財源についてです。令和3年度の収支は財政見通しではどうなっていましたか。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。行政経営部長。

○行政経営部長(東 剛史)

令和3年度に公表しました財政見通しにつきましては、公表した6月定例会の各常任委員会で説明させていただいておりますので、その内容を抜粋して説明をさせていただきます。財政見通しは、普通会計ベースで作成していること。対象年度としましては、令和3年度から5年度とし、令和6年度以降は参考値として表示していること。基本的な推計方法は令和2年度の決算見込額、または令和3年度当初予算を基準値として使用し、それに過去の実績から増減率を算出して、基準額に乗じて推計した項目、基準額に特殊要素を加味して推計した項目があること。使用している事業費は概算額であり、今後、増減が見込まれること。ふくおか県央環境広域施設組合で検討されている環境施設の再編整備に関する事業費など、作成時点で事業内容が決定していないものや、事業費の概算が分からないものには加味できていないこと。一部特殊要素としまして、将来の事業費を加味していますが、基本的にはこのままいけばどのような財政状況になるかという観点で作成したものであることといった推計の前提条件を説明しております。

各項目の説明は省略させていただきまして、収支の推計結果は令和3年度、4年度は20億円を超える財源不足、令和5年度以降は10億円前後の財源不足が発生する見込みであることを申し上げて、この財政見通しから考えなければならないこととしまして、ふるさと応援寄附金により、11億円を超える財源を確保した推計になっているにもかかわらず、毎年度、財源不足が発生する推計となっております。ふるさと応援基金が減少することもあり得ることや、財政調整基金及び減債基金に限りがあることを考慮すれば、財政運営について見直しが必要となっている状況にあるということを説明いたしました。

その後の大きな状況変化といたしましては、歳入面では市税、特に市民税におきまして、コロナ禍の影響が見込んだほど大きくないこと、近年の企業誘致等により、市税、特に固定資産税の増加が見込まれること、ふるさと応援寄附金が好調なこと、大規模な跡地が売却できたこと等が挙げられますが、歳出面では、老朽化対策として公共施設及び公用施設の更新・改修が増加していること、ふくおか県央環境広域施設組合で検討されております環境施設の再編整備の概算事業費が近く判明しそうなこと、物価高騰等による事業費・管理運営経費の増加等が挙げられます。

歳入の増加も見込まれますが、歳出の増加も見込まれるため、厳しい財政状況に変わりはない ものの、現在、公表している財政見通しや収支の基金残高に変化があるかと想定をいたしており ます。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

令和3年度はマイナス21億円の赤字と見込んでいたのですね。

- ○議長 (秀村長利)
 - 行政経営部長。
- ○行政経営部長(東 剛史) そのとおりでございます。
- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番(川上直喜)決算ではどうでしたか。
- ○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

- ○行政経営部長(東 剛史) 実質収支は約33.8億円の黒字となっております。
- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)
- 8月4日付で部長、課長宛てに、片峯市長が予算編成方針を示しました。どういう考え方ですか。
- ○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

○行政経営部長(東 剛史)

市長名で令和4年8月4日に発出した令和5年度予算編成方針について、少し長くなりますが、 要約してお答えをいたします。

冒頭に市長は、全ては市民と飯塚市の未来のために本市の発展に邁進してきたが、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰という市民生活、地域経済、市政発展の阻害要因が存在しており、適切な時期に適切な対策を講じる必要があることを記載しており、そのような中でも、未来に向けたまちづくりの継続が必要であること、まちづくりの根幹は市民の誰もが生きがいを持ち豊かな生活を送るということができるようにすることであり、そのためには、幸せを分かち合えるまちづくりが必要であること。その実現には財源の確保が必要であることを記載しております。

その財源を生み出すには、元気な飯塚市である必要があり、まちが元気になることで、若者や高齢者の仕事を創出し経済を活性化させて、税収を増加させ、それを財源として社会的弱者の方々を地域全体で支えていく共生社会、「支え合い(愛)助け合い(愛) I (愛)がつながる I i z u k a 」を構築し、進化を続ける元気な飯塚市を市内外に発信することで、交流人口、関係人口、移住・定住人口が増加し、さらに元気な飯塚市になるというまちづくりの好循環の創出が不可欠であると記載をしております。

この具体化が都市目標像であります「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけ たいまち〜共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか〜」の実現につながると確信し、 この実現に向けて取り組んでいただきたい旨を記載しています。

そのほか月例報告を用いて、国全体の経済状況を参考として示し、国の動向が、発出時点では 不透明であるため、その動向に注視することも促すとともに、本市の財政状況として、令和3年 度決算における経常収支比率を用いて、経常収支比率は改善したものの、社会情勢や行政需要の 変化に対応できる財政的な余力が少ない状況が続いていると分析していることを記載し、今後の 見通しとしては、令和3年度に公表した財政見通しの収支と財政調整基金及び減債基金の残高を 掲載し、近年の企業誘致やふるさと応援基金が好調で収入増加が期待される状況であるが、この 状況を生かし、当該年度の収入で経費を賄うことができる持続可能な財政運営を目指す取組を継 続する必要があることも記載いたしております。

最後にこのような状況の下、本市の都市目標像の実現、「すべては市民と、飯塚市の未来のために」及び地方自治法第2条第14項に規定されている最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないを基本原則として、予算編成に当たること。新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響の状況を見極め、必要な感染症対策、地域経済対策につながる効果的な事業の予算、都市目標像の実現につながるまちづくりの好循環の維持、拡大及び幸せを分かち合えるまちづくりを具現化する予算について、重点的に予算配分すること。第2次行財政改革後期実施計画の確実な反映、事務事業評価の重点化・廃止・縮小、デジタル技術を活用した業務改善、事務の効率化により、積極的に既存の財源の配分を転換し、重点的に予算配分する事業の財源の確保及び事

務量の適正化に取り組むこと、これらを求める内容となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

よく分からないでしょう。財政状況について言えば、非常に好調になってきているということ を言っているわけですよ。

それで、12月補正後の財政調整基金は来年3月の年度末で、どのくらいになりますか。

○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

○行政経営部長(東 剛史)

12月補正予算の資料として添付しておりますとおり、補正後の令和4年度末残高の見込みの数値につきましては、財政調整基金72億8088万2千円、減債基金につきましては73億2309万9千円、公共施設等整備基金10億484万3千円で、これらの3つの基金合計といたしましては、156億882万4千円となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

最後に言われた公共施設等整備基金、大きな貯金箱をまたつくるんですね。それで目標が分からない。

それで10億円を積み立てるという予算が出ております。その10億円はどこから持ってくるのですか。

○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

○行政経営部長(東 剛史)

現段階で、今議案を上程させていただいている状況でございますが、これにつきましては財政 調整基金のほうからということで考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

財政調整基金から持っていくわけですね。財政調整基金と減債基金、公共施設等整備基金、 3つの貯金箱の中身は年度末で156億円となるわけです。

この際、過去10年間の年度末残高の推移が分かるように示してください。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。行政経営部長。

○行政経営部長(東 剛史)

手元にあります資料、平成28年度末残高からしかございませんので、それによりまして説明をさせていただきます。財政調整基金、減債基金を合わせまして、平成28年度末残高153億

3628万3千円、平成29年度末残高149億4027万2千円、平成30年度153億5810万2千円、令和元年度154億2683万9千円、令和2年度152億8195万8千円、令和3年度164億5645万円となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

過去最高水準ということですね。

ところで、飯塚市の基金は全部で幾つありますか。

○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

○行政経営部長(東 剛史)

一般会計で申しますと、基金は15でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

全部でと言ったでしょう。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。行政経営部長。

○行政経営部長(東 剛史)

先ほど申し上げました公共施設等整備基金は、本定例会で上程されておりますので、これを除きますと 2 4 基金でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

その基金残高の総額は来年3月で幾らになる見通しですか。25基金になると思いますけれど、 金額をお願いします。

○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

○行政経営部長(東 剛史)

およそ336億6500万円になります。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

25基金の年度末総額ですよ。間違いないですか。

○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

○行政経営部長(東 剛史)

企業局分を含めまして、この額となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

学校給食費無償化に必要な約3億2千万円、水道料を元の水準まで引き下げるのに必要な約5億7千万円、それぞれ、12月補正後の一般会計予算規模と比べると何%になるか、お尋ねします。

○議長 (秀村長利)

企業局長。

○企業局長(本井淳志)

先ほど申しました水道料の改定に伴う増収分ですが、一般会計の総額に対する割合としましては、0.64%となります。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

給食費につきましては0.36%となります。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

片峯市長、学校給食費無償化、水道料値下げ、地元中小業者支援、物価対策として期間限定で 実施するにしても、恒久的に対応するにしても、市長が決断できるだけの財源は十分にあると私 は考えます。市長、いかがですか。

○議長 (秀村長利)

片峯市長。

○市長(片峯 誠)

今の質問でのやり取りの中でちょっと違和感を私が感じますのが、本市の歳出予算、その中の 6割から7割以上は基本的に支出しなければならない。例えば、社会保障費等もある中で、それ を全部込み込みで何%かと言われて、それぐらいあったらできるだろうという、何か論理の展開 をなさるのは、何か不合理だと思っております。

論の主張の見解は分かりますが、本市として、基金ということについてのやり取りをなされました。確かに、基金の積立てはしておりますが、例えば減債基金というのは、飯塚市は交流センターや学校建設について、起債という借金をしております。それの返済に必要な、後年度支払わなければならないお金をそこに置いている。私もよく分かりませんでしたので、自分の家で考えたら、では、もう払ってしまえばいいのではないかというようにして、財政のほうに尋ねまして、そのシミュレーションまでしてもらいました。一気に払うと、今度は、市の例えば20年度の支払い額はこれだけ膨らむんですと、だから計画的に、年度を平準化しながら支払う、その計画に基づいて、減債基金というのも兼ねているということも、恐らく質問者は御承知のことと思うんです。ですから基金がこれだけあるからというようなことで、だからできるだろうということにはならないという中で、本市として、それでも何とか財政状況を好転させるためにあの手この手を打ちながら、そして増収できたものについて、市民サービスの向上に何かしら投与していきたいという考えでございますので、またその投与の在り方等につきましては、来年度の予算計上もさせていただきますので、その意味でも、ぜひ、議員と私どもが、より適正なのかどうか、市民に本当に喜ばれるのかどうか、ともに論議したいと思っているところでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

ところで、ふるさと応援基金は、企業版を含めて年度末で幾らになりますか。

○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

○行政経営部長(東 剛史)

令和4年度末見込みでございまして、ふるさと応援基金につきましては29億6045万8千円、企業版ふるさと応援基金につきましては1億1514万1千円、合計しまして30億7559万9千円となります。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

これは住民の福祉の増進に使われるはずですから、その分だけ新たな財源が生まれることになります。その際、学校給食費無償化、水道料値下げ、地元中小業者支援にしっかりとした財政出動を行うよう強く求めるものであります。

第2は、「自然環境保全と災害対策について」です。1点目は、白旗山メガソーラー乱開発についてです。地元4自治会と「白旗山の豊かな緑を未来に伝える会」が2年前、連名で提出した要望書のうち、市による住民説明会について、市長は9月定例会において、県にも要請して一緒に行いたいとの考えを示しました。住民説明会はまだ実現していません。一体どうなっているのか、説明を求めます。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

まず9月13日に、福岡県による完了検査が行われまして、その後9月27日付で、福岡県から事業者に対し林地開発完了確認通知書が発出され、同日、飯塚市自然環境保全条例に基づく事業完了届が提出されております。それから10月17日に、福岡県知事に対しまして、林地開発行為の完了に伴う現地視察等の実施についてということで、片峯市長名で要望文書を発出しております。その後、幾度か県庁のほうに足を運んだりしまして情報共有をいたしております。その中で11月28日に、出資会社が変更になったという情報を得ております。

私どもが申し上げた内容については、今後どうなるのかということに対しまして、福岡県から、申入れに対しては事業者のほうも真摯に受け止めており、調整を図っているところですという回答をもらって、その日は帰りました。翌日11月29日に、県から連絡が入りまして、事業地を含む隣接する6自治会長を対象に、12月15日にそのような機会を設けるということで決まりましたということになっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

時間と場所をこの際、知らせてください。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

来週12月15日、木曜日、午後1時からとなっております。飯塚市役所でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

片峯市長は9月議会でノーバル・ソーラーとの環境保全協定の調整を求める緑ケ丘自治会の申出に対して、既に市役所の2人の課長が関与して締結したそうですが、幸袋まちまちづくり協議会のものと違った方向での申出を受け入れられないと答弁しました。それぞれ読んだことがないというのに、違った方向でだと、どなたから聞いたのですか。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時44分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

まず、このノーバル・ソーラーの協定は、緑ケ丘自治会との協定のことをおっしゃっているのだと思うのですけれど、市長のほうの答弁で、違った方向ということは、市長はおっしゃっていません。私どもは、さきの議会で申し上げましたけれど、既に幸袋まちまちづくり協議会とその事業者との間で協定書が締結されておりますので、緑ケ丘自治会はまちづくり協議会の中に属されておりますので、まずは、その中でお話をしていただいて、再度まちづくり協議会の中で、お話の結論と言いましょうか、結果をもって、またお越しいただければということで、答弁を差し上げております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

12月1日付の議会だよりで、私の発言をまとめたものを載せているではないですか。市長は、この私の議会報告の要約版を見て、了承しているはずです。ここに明らかに書いているのに、何でそういう変な答弁をするのかな。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時48分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。片峯市長。

○市長(片峯 誠)

ただいま議事録でも確認させていただきました。私が違った方向での申出があったというような答弁をしておりました。川上議員がおっしゃっているとおりでございます。

そのときにも申しましたが、私どもはまちづくり協議会とか、そこの自治会とかいうものを単位として、協働のまちづくりを進めていく上で、市と協議をいたします。それぞれの違う、そこに属する方々からの申入れがあったときには、その団体の中で十分調整をしてくださいというように言うもので、この違ったということについて、私は直接のあれを見ていませんので、担当の

部長からその旨の話を聞いて、そのように申したと記憶しております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

大変な部長を持ちましたね、何人も。

9月議会の後、市長はそれぞれ読んでみましたか。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。片峯市長。

○市長(片峯 誠)

私のほうは、それらについて、直接拝読しておりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

緑ケ丘自治会が市条例第13条により周辺住民であることは明らかであります。市長の調整拒 否答弁が条例に反するものではないと言うのなら、ここで関係条項に即して説明してください。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

この件につきましては、私どもが附属機関で設置しております飯塚市自然環境保全対策審議会を開催して、議題としても取り扱いました。その中で、先ほど私が申し上げましたまちづくり協議会と事業者が締結している状況の中で、単独の自治会、それもまちづくり協議会の中に属している自治会との協定については、やはり、まず、まちづくり協議会の中で話合いなり、議論をしていただくべきではないかというご意見を賜っております。私ども執行部もそのように思っております。以上でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

私は市条例に即して説明してくださいと言ったでしょう。対策審議会の説明に即したとか言っていないでしょう。説明になっていない。市条例に規定の飯塚市長の調整責任を、片峯市長が放棄する本当の訳を聞かせください。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

条例でいうところの、一方または双方から申出があった場合は、市は調整するとなっております。このノーバル・ソーラーと幸袋まちまちづくり協議会、双方から申出があっておりますので、その調整は行ったと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

何という答弁をするんだ。緑ケ丘自治会のことについて言っているわけでしょう。大変な部長だな。

2点目は筑穂元吉の土砂処分についてです。野見山産業の中尾建設への土砂埋立て行為は防災 工事が先行されず、住民にとって非常に危険な状況が続いています。環境保全条例に規定の不適 正な事業活動とは何か、改めて伺います。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

飯塚市自然環境保全条例によります第2条第4号に不適正な事業活動と定義があります。不適 正な事業活動とは、第7条の「事業計画の届出が必要であるにもかかわらず届け出ていない事業 活動又は届出に明示されていない事業活動をいう」とございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

野見山産業社長に対する福岡県の8月5日の命令の内容、その後の経過を伺います。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

まず、県から8月5日付で、土砂の搬入行為の中止命令についてということで出されております。それと、もう一点が土砂埋立て行為等の措置命令についてということで出されております。それ以降の経過についてでございます。9月29日に、事業地南側の水路のしゅんせつ及び土砂流出対策として土のうが設置されたことを確認いたしております。しかしながら、福岡県が、先ほど説明しました措置命令の履行期限であります9月30日までに防災対策工事が完了していないことが確認されたため、10月7日に、飯塚農林事務所長宛てに福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例に係る違反行為に対する指導等についてということで、市民環境部長名で文書を発出しております。同時に、このことについて10月12日に県庁を訪問し、改めて県に対して強い指導を行っていただくよう要望しております。その後、県から事業者に対しまして、強い指導が行われ、事業者が沈砂池のしゅんせつ作業を行うということで、10月14日にしゅんせつが完了したということでございます。併せて、事業地南側の土砂の持ち出しについても、現在、県の指導により、ちょっと遅くなっておりますが、その作業が進められているところでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

開発許可区域を越えた土砂埋立てが南側であったことが、今の答弁でも明らかになったと思いますけれども、これは不適切な事業活動に当たりませんか。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

当該事業につきましては、福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例に基づく許可を受けて事業を行っておりますが、明らかに条例に違反して違反行為が認められ、今、県が措置命令を発出し、事業者に対して厳しく指導等を行っております。私どもも県と共同して、現地

の日々の確認等々をやっております。

それで、不適正な事業活動に当たらないか、当たるかということでございますが、不適正な事業活動は、先ほど定義はご説明いたしました。今回、質問者が言われるような不適正な事業活動というより、もう県の条例違反が明らかであります。もう違反行為であります。この土砂埋立ての条例に対しましては罰則等もございますので、今、県のほうが注視して、動向を見守っている状況でございます。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

県条例で市条例が無力化されることがあってはならないことです。

それで、市条例にある早期発見ができなかったのは、どういうことでしょうか。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

質問議員の今ご指摘がありました早期発見ができなかったのは、なぜでしょうかということで ございますが、私どもも確かに、現在は毎日、事業所等を確認して非常に注視を行っております。 ただ、早期発見ということに対しては、やや私どもも反省すべき点があったかと、そういうふう に思います。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員
- ○8番 (川上直喜)

「やや」は要らないよ。2度目なの。2度目なんですよ。

それで、市自然環境保全対策審議会には、いつ、どういう内容を報告し、どういう意見をもらいましたか。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

10月25日に審議会を開催しております。その中で、この野見山産業の筑穂元吉の土砂処分についても議題として取り扱っております。その際に、先ほど私の説明の中で申しましたが、措置命令の期限を超えても防災工事が行われていないということで、本市として10月7日に文書を県に出しております。それで強い指導を求めております。その現状を話した中で、意見としては、やはり周辺住民の方々の安全安心ということを第一に考えて、執行部として、県と連携して対応を速やかにやってほしいということで、根気強く対応してくださいというご意見でございます。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午前12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。8番 川上直喜議員にあらかじめ申し上げておきます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますよう

お願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

野見山産業の件ですけれど、市条例第14条から第18条までを示して、少し説明してください。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

飯塚市自然環境保全条例第14条につきましては、不適正な事業活動の防止ということで、不適正な事業活動を確認したときは、不適正な事業活動を行っている者に対し、適切な措置を講ずるよう求めなければならないという内容でございます。第15条につきましては、報告及び立入調査、そのような事業が行われた土地に対して、立入調査を行わせることができると。第16条、指導及び勧告、市長はいずれかに該当する場合は、事業者に対し必要な指導または勧告をすることができる。第7条の届出を怠った場合、第7条の事業計画に明示されていない事業を行っている場合とあります。それと第17条、必要な措置等につきましては、市長は事業者が命令に従わず、かつ、市民に重大な被害をもたらした場合は、安全な生活環境を守るために必要な措置を講ずるものとするとございます。最後、第18条、公表でございます。市長は、第16条の勧告に事業者が応じない場合または次の各号に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、その内容を公表するということでございまして、そういうふうになっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

その規定に即した仕事を今度はきちんとやってもらいたいと思います。答弁を求めます。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

今、条例の不適正な事業活動から公表までを申し上げましたが、午前中にもご答弁いたしましたが、まず、県の今の許可において、許可違反行為が認められて、それによる措置命令も発されております。その対応としまして、県と市と今、共同で事業者に対して早急に対応を図るようにということで促している状況でございますので、今後につきましても、一日でも早く対応を図っていただけるように、市としては、県と連携を図りながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

不適正事業であるということについてはもう認識していると思うので、市条例できちんと仕事をするということをしてもらいたいと思う。

それで、この土砂埋立地に隣接する中尾建設の地域デイ施設建設用地造成工事は、実は野見山 産業が請け負っています。飯塚市長名で県知事に開発許可を求めたものです。経過を伺います。

○議長 (秀村長利)

都市建設部長。

○都市建設部長(中村洋一)

デイケア施設造成に伴います開発行為につきましては、9月議会以降の開発行為におけます現状と計画について、本年10月6日及び11月10日に市単独での状況確認を行っております。 現地の状況といたしましては、計画断面の完成に至っておらず、これまでと同様に盛土のみの施 工で、計画の盛土高よりも高く積み上げた状態となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

大変な状態ですけれども、この開発現場は、野見山産業が中止命令を受けた後の8月下旬、禁止区域への土砂搬入の中継ポイントになりました。福岡県は既に警察の協議を進めています。飯塚市はどうでしょうか。8月26日に福岡県都市計画課に通知したところ、事業者に聞き取りを行ったと連絡があったとのことでした。福岡県は飯塚市や事業者とのやり取りの記録はないと言い張ります。飯塚市として福岡県に記録の提供を求めてください。答弁を求めます。

○議長 (秀村長利)

都市建設部長。

○都市建設部長(中村洋一)

記録の提出等につきましては、市のほうからも県のほうに依頼はさせていただきたいと思いますが、県のほうがないということであれば、お出しすることはできないかと思っております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

飯塚市に対しては、記録を作成して提供を求めると、提供するということを求めてもらいたい と思います。

福岡県都市計画課は防災対策を求める地元の嘉穂自治会が面会を求めても拒否を続けています。 飯塚市として、福岡県としての対応を求めてください。答弁を求めます。

○議長 (秀村長利)

都市建設部長。

○都市建設部長(中村洋一)

地元の方々が福岡県都市計画課に面談等の申出、そして、3者協議等の要望があっていること は確認しております。今後、福岡県都市計画課に対しまして、これらを含めまして、その回答を いただけるよう要請してまいりたいと思います。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

文書で出してください。

それで、いつ完成すると見込んでいますか。

○議長 (秀村長利)

都市建設部長。

○都市建設部長(中村洋一)

現在、工期の変更が既になされておりまして、完了予定は令和7年12月31日となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

しかし、完成の見通しはもうないのではないですか、どういうふうにお考えですか。

○議長 (秀村長利)

都市建設部長。

○都市建設部長(中村洋一)

完成につきましてですけれども、造成完了予定日はあくまでも事業者が決定するものでございます。事業地内の倉庫の移転先が決まらず、取り壊しが遅れていることから、即応できる状態になっていないことが理由とのことですので、こちらのほうからその見込みがないという判断はできないというふうに考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

経過を見れば、中尾建設には造成工事を完成する意思が見えないばかりか、条例違反行為の現場にもなっていて、工事を完成させる能力そのものがなく、この際、市長が県知事にその事実を伝え、開発行為許可について取消しを求める協議を進めてしかるべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長 (秀村長利)

都市建設部長。

○都市建設部長(中村洋一)

質問議員がおっしゃられますように、開発行為の許可から4年以上が経過している状況でございます。質問議員の言われます信用あるいは施工能力の有無に関する判断につきましては、許可権者であります福岡県が行うものであり、飯塚市として許可の取消しを求めることは考えておりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

飯塚市が能力があると判断して県に進達したわけですから、飯塚市長として、その判断が問われてしかるべきだと考えるわけです。

3点目は、大日寺の土砂処分についてです。土石流警戒区域、特別警戒区域で開発業者が撤退 したところ及び土砂投棄で福岡県の指導を受けたところの防災対策及び復旧の現状を伺います。

○議長 (秀村長利)

市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

まず、1点目の当該地はC-NA企画の分だと思いますが、本年1月に事業計画中止届が出されまして、その後も現地確認を定期的に行っておりますが、現時点での動きはございません。それと2点目の大日寺1296番地の土砂投棄の分だと思いますが、これは昨年12月に指導及び勧告を行った後に、本年3月に土砂流出の防止対策としまして土のう等の設置などが図られている状況ではございます。しかしながら、まだまだ安全性の担保という面からすれば、まだまだ不十分だという内容でございますので、現在もさらなる対策を講ずるように業者に対して指導を行っております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

そこについては土砂の撤去をきちんと要求するというのが基本ではないでしょうか。

第3は、「片峯市政と公正で透明な市政運営について」であります。1点目は旧伊藤伝右衛門 邸に関連した事業についてです。旧伊藤邸の運営に関する職員の体制を伺います。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午後 1時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長(山田哲史)

旧伊藤伝右衛門邸の職員の体制でございますけれども、館長、以下6名、合計で7名のスタッフのほうで運営をしているとこでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

正規職員及び非正規職員の人数の内訳を教えてください。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

スタッフの身分につきましては、会計年度任用職員、または再任用職員ということになっております。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午後 1時11分 休憩

午後 1時11分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長(山田哲史)

再任用職員が1名、会計年度任用職員が6名となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

出勤表の今年3月分があるのですけれど、雛応援というのは何ですか。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

出勤表、いわゆる職員のシフト表になろうかと思いますけれども、職員全員から休日の希望を とって、出勤日が極端に続かないことなどを配慮しながら作成しているところではございますけ れども、休日にその職員がどういった休日の過ごし方をしているかという部分につきましては、 把握しておりません。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午後 1時12分 休憩

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長(山田哲史)

失礼しました。雛応援というのは、休日での企画の際に来客者が多いために、文化課職員が応 援に行った者の名前がそちらのほうに記載されております。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

土日の出勤体制に偏りが見られませんか。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

先ほどの答弁と重なりますが、職員シフト表の作成の際には、職員全員から休日の希望をとりまして、出勤日が極端に続かないことなどを配慮して作成するとともに、ある特定の職員に合わせて、シフト表を作成しているわけではないというふうに聞いております。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

これは誰が作成しているのですか。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

シフト表の作成につきましては、旧伊藤伝右衛門邸の館長のほうが作成しております。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

アシスタントリーダーという肩書の市職員がいるそうですけれど、事実ですか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

今、議員から言われましたアシスタントリーダー、この職員につきましては商工観光課に所属をしておりまして、旧伊藤伝右衛門邸で開催されるイベント等についてのPRに関する業務に携わっていることもあり、取材等のメディア対応や、近隣で開催するイベントPRに関わることがあることから、アシスタントリーダーという名称を使わせていただいております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それを誰が認めたのですか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

平成31年に市から同氏に対しまして、アシスタントリーダーとしての肩書をつけることを許可しております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

誰が許可したと言われましたか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

当時、平成31年に雇用元であります商工観光課、また旧伊藤邸を管理しております文化課及 び人事課のほうで協議をさせていただきまして、市のほうで決定いたしております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

どういうふうに決定するのですか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

先ほどと重複しますけれども、アシスタントリーダーの名称につきましては、正式な名称でありませんが、呼称なんですけれども、商工観光課が起案いたしまして、関係します文化課、人事課とで合議を進めて決定した経緯がございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

片峯市長、職員の肩書はそうやって決めるのですか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

すみません。繰り返しになりますけれども、アシスタントリーダーという名称につきましては、 あくまでも便宜上の呼称でございますので、市の正式な名称ではございません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

改める必要はないですか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

市としての正式な職務ではありませんけれども、観光事業においては、他地域の観光担当者との打合せや、旧伊藤伝右衛門邸で開催されるイベント等に対しても、PRに関する業務、また取材等メディア対応なども多くあることから、同氏に対しましてアシスタントリーダーとしての肩書をつけることになりました。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

改めたほうがいいですね。

それでシフト表を見ました。職員の日程欄に、他所応援というのがあります。これは何ですか。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午後 1時18分 休憩

午後 1時18分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長(山田哲史)

失礼しました。勤務表の中にあります休日のところに他所応援というふうにあるということでよろしいのでしょうか。先ほどもちょっと申したんですけれども、職員、会計年度職員、また再任用職員の休日の過ごし方については、うちのほうでも把握はしておりませんので、その他所応援についての把握はできておりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

これは出張命令とかそういうわけではなくて休暇ということですか。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

シフトで休日になっているところで、他所応援ということで書いているのであれば、本人さんが備考として、よそに応援に行くというふうな、そういう意味合いかなとは思うのですけれども、 内容としては休日の過ごし方になりますので、うちのほうではそこの部分は把握しておりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

どこに行くか、分からないのですね。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

繰り返しになりますが、休日の過ごし方になりますので、個人の休日をどういうふうに過ごしているのかということまでは、うちのほうでは把握しておりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それならば、なぜシフト表ないし出勤表にその予定が書き込んであって、私が入手するときに は黒塗りになるのですか。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

情報公開のほうで請求をしていただいたときには、今申しましたように、個人のプライベート

な部分でございますので、そこの部分については、黒塗りとさせていただいた次第でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

事実上の命令ではないのですか。

○議長 (秀村長利)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

行政のほうから、どこどこにというふうな命令ではございません。あくまでも個人の休日の過ごし方でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

職員がこの他所応援で、飯塚商工会議所、ないし千鳥屋本店とかに行って、そこで報酬をもらったりしていますよね。確認していますか。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午後 1時21分 休憩

午後 1時21分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長(山田哲史) 把握のほうをしておりません。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

把握してください。

雛のまつりの事業概要をお尋ねします。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

毎年2月から3月に行われております「いいづか雛のまつり」につきましては、日本の伝統行事である雛まつりを、飯塚市民全体で祝い、市内各所に雛人形を飾ることで、日本の伝統文化を大切にする気持ちや、郷土愛を育て、地域、企業が一体となって、雛まつり関連イベントを企画、開催することにより、市内外、もしくは海外からの誘客を図り、地域、企業、相互の活性化を図ることを目的といたしております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

人形は誰の所有ですか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

市の所有している部分と個人の方が所有している部分がございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

管理はどのように行っていますか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

管理につきましては、旧伊藤伝右衛門邸には蔵が3つございますけれども、備品の保管場所としましては、表側の外蔵、それと道具蔵、骨董蔵に主に保管をされております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

個人所有の人形も旧伊藤邸に保管しているのですか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

個人所有の分も本市のほうで借用いたしておりますので、同様に保管をさせていただいております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

実行委員会体制になっていますけれど、委員長はどなたですか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

実行委員長は瀬下麻美子氏となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

どういう事情で委員長になられるんですか。

○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

同氏は合併前から雛まつり事業を中心に本市観光事業に協力をいただいておりました。現在は、旧伊藤邸で例年4月から5月にかけて開催いたします端午の節句展や、9月に開催する秋の企画展、また2月から3月に開催しますいいづか雛のまつりに関わっていただいておりますので、そういった形で合併前の観光事業に携わっていたときから実行委員としておられたものと認識しております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

先ほどのアシスタントリーダーという市職員がこの実行委員会に入っていますけれど、どうい

- う考え方で配置しているのですか。
- ○議長 (秀村長利)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

市の会計年度任用職員として協議会のほうに入っております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

2点目は用地買収への部落解放同盟の関わりについてです。飯塚市の要望による県道446号線の歩道整備が現在、事業中止になっているとのことです。ここに至る経過と内容を伺います。

○議長 (秀村長利)

都市建設部長。

○都市建設部長(中村洋一)

県道466号大分太郎丸線歩道設置事業につきましては、合併前となる旧筑穂町からの要望に基づき、福岡県飯塚県土整備事務所が事業主体となって実施しているところでございます。本事業は、合併前からの継続事業であり、年数が経過しておりますことから、過去の詳細な経緯などは把握できておりませんが、現在、事業用地となる地権者との用地交渉が難航しており、事業着手のめどが立たないことから、一旦中止という判断となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

人件費を全て税金で賄っている部落解放同盟飯塚市協議会の幹部が用地買収に関わっています。 経過の説明を求めます。

○議長 (秀村長利)

都市建設部長。

〇都市建設部長(中村洋一)

当事業につきましては、通学路であり、児童生徒をはじめ地元住民の安全のため、地元自治会と同様に地元に関係のある部落解放同盟においても歩道設置事業の早期完成を願っており、地元関係者の方も所属し相談などもされておられます当団体の役員として関わっているものでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

3月24日に部落解放同盟飯塚市協議会の要望に従い、県が地権者に4者協議を提案してから、 この団体の関わった話合いの4月22日、7月15日、7月30日について説明してください。

○議長 (秀村長利)

都市建設部長。

○都市建設部長(中村洋一)

4月22日の3者協議でございますが、福岡県として、事業用地地権者との交渉が数年間にわたり難航しており、事業進捗が図れないことで、これまでの経緯や状況などを説明し、今後の対応について協議を行っております。また、その際に地権者の方も今後の4者協議を了承していることを踏まえ、今後の4者協議に向けて日程調整をすることとなっております。続きまして、7月15日の4者協議についてですが、この4者協議は当該事業の進捗を図る調整の場として、それぞれの立場での意見を交わした上で、現状の打開に向けて協議を行ったものでございます。

しかしながら、妥協点は見いだせず、地権者の方からのご理解を得ることはできませんでした。 最後に、7月30日の3者協議でございます。さきの7月15日の4者協議を踏まえて、地権者 の方から理解が得られなかったことから協議を行ったものでございます。この中で、地権者の方 からの事業外の要望に対し、福岡県としましては対応が困難との見解から、これ以上の進捗は難 しいという状況を踏まえ、県として総合的な判断を行い、一旦中止との結果となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

飯塚市が多額の補助金を出している部落解放同盟、市が人件費を丸抱えしている幹部が代表して用地買収協議の出席を求めるのは極めて重大です。市長の見解を求めたいと思います。いずれにしても部落解放同盟が福岡県に用地買収協議の参加を求めた。部落解放同盟の事務所に県と市の幹部が呼ばれて事前協議を行った。その後、地権者との用地買収について4者で協議を行った。その後、さらに部落解放同盟の事務所に呼ばれて県と市の幹部が協議した。そこで部落解放同盟幹部が中断ではなく中止だと繰り返し発言し、市が5年で終わらないように——。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員に申し上げます。時間が終了しておりますので、よろしくお願いいたします。(発言する者あり)終了してください。片峯市長。

○市長(片峯 誠)

今、一連の流れをやり取りの中で把握いたしましたが、地域の関係者として意見を求められていたと、部落解放同盟の役員の方が。しかしながら、今おっしゃっているような事務所に行って、そこで物事が決まるかのようなやり取りがもし本当にあったのであれば、どういったことかなと、私も不思議に思いますから、私自身、確認したいと思います。

○議長 (秀村長利)

これをもちまして一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。<u>「議案第90号」から「議案第117号」までの28件</u>を一括議題 といたします。

ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますのであらかじめご了解願います。

「議案第90号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。 ○8番 (川上直喜)

補正予算書の47ページ、基金管理運営事業費関連ですけれども、先ほど基金の残高については一般質問でお聞きしました。そこで、2点だけお尋ねしようと思うのですけれど、これについてはもう分かったので、もういいです。先ほど十分聞きました。

それで、48ページの公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会委員報酬について、お尋ねしたいと思います。構成はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長 (秀村長利)

財産活用課長。

○財産活用課長(白石善彦)

公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会の構成メンバーにつきましては、条例改正の議決後に関連規則の改正を行い決定することになりますが、今回の条例改正は対象施設を広げるため、名称を変更するものでありますことから、現在の構成メンバーと同様に、都市計画、まちづくりなどに精通した学識経験者2名、売却する公共施設が位置する地元代表者2名及び市職員3名で構成したいと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

女性の委員の登用という点ではどういうお考えか、お尋ねします。

○議長 (秀村長利)

財産活用課長。

○財産活用課長(白石善彦)

構成メンバーの女性の考え方ですけれど、第2次飯塚市男女共同参画プランの全庁共通の取組として、審議会等における女性登用の積極的拡大を目標に掲げており、女性登用率40%以上となる3名以上を達成できるように、推薦依頼等をしたいと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

現在、その目標より下回っているわけですから、目標の40%を目指しているだけでは、もうどれだけ時間がかかるか分からないということになるのではないかと思うんですね。目標を上回る目的意識を持った取組をしなければ、いつまでたってもというわけではないと思うけれども、かなり先に延びてしまうのではないかというふうに思うのですね。

次に、49ページの忠隈住民センター運営費補助金、24万5千円増額補正となっております。 これはどういうことでしょうか。

○議長 (秀村長利)

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長(森山仁志)

忠隈住民センター運営に係る全ての経費の見直しを行いまして、今回は特に燃料費高騰等の影響により、予算不足が見込まれる項目等について補正を行っております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

元の住友石炭のボタ山の麓にあるわけですけれども、設置から今日までの経過、利用状況など をお尋ねします。

○議長 (秀村長利)

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長(森山仁志)

本施設につきましては、平成23年3月31日をもって、飯塚市忠隈住民センター条例を廃止しまして、平成23年4月1日以降は、楽市校区東社会福祉協議会に運営を行うための補助金を交付して今まで運営を行っております。利用者ですけれども、令和3年度現在になりますが、5457人が利用しておりまして、1日平均35.2人となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

利用者は高齢の方も多く、なくてはならない浴場施設を持つ住民センターということで、存続が期待されるわけですけれども、来年4月以降も継続して存続するというお考えでしょうか、確認したいと思います。

○議長 (秀村長利)

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長(森山仁志)

令和5年度についても運営補助金の支出を継続して運営していただく予定になっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

先ほど言われました地元に管理運営をお願いしますというときの協議書がありますけれども、 それを見ると、大規模修繕が必要になったときには、飯塚市は責任を負いませんというようなこ とを書いてあるのですけれど、その辺のところをちょっと教えてもらえますか。

○議長 (秀村長利)

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長(森山仁志)

運営の経費として必要な額は補助しておりますけれども、小規模な補修が必要だった場合には、 これまで同様に対応を継続したいと思っております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

130万円を超えるようなというのがあると思うんだけれど、そういう場合はもう飯塚市はしないという趣旨ですか。

○議長 (秀村長利)

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長(森山仁志)

大規模な修繕が必要だった場合には、その費用まで市はちょっと負担しないというふうになっております。ただし廃止する場合は、事前に協議をする旨の協定を取り交わしております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

大規模修繕ないし、130万円を超えるというのがどういう状況の下で生じるか分からないのですけれど、そもそもこの協定書について、妥当であるかについても考える必要があると思うのですね。長い間公的に責任を負ってきたものを、ポンと地元に責任を負わせるということだけではいけないのではないかと。だから、仮に協議書に基づくにしても、市がしないのだったら、地元のほうでするということになった場合、その地元を財政的に支援するというようなことも考えられると思うので、それは念頭に置いておいてもらいたいと思います。いずれにしても4月以降も継続をお願いしたいと思います。

それから、51ページですけれど、指定管理者選定委員会委員報酬なんですけれど、これは 1万2千円の減額補正ですか。構成はどうなっていますか。

○議長 (秀村長利)

財産活用課長。

○財産活用課長(白石善彦)

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第8条により、委員数は 指定管理施設ごとに10人以内となっております。今回の補正に係る選定委員会は、飯塚市立図 書館及び飯塚市市民公園体育施設の2つの指定管理施設でございます。委員構成としましては、 学識経験を有する者3名、公募による者2名の計5名に、飯塚市立図書館は専門的知識を有する 者1名、市の職員を1名加えた7名、もう一つの飯塚市市民公園体育施設は、専門的知識を有す る者2名を加えた7名となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

図書館の指定管理者の選定については、12月13日の福祉文教委員会で、私の所管ですので 詳しくはそこで質問することになると思いますけれども、この選定委員の皆さんの中で、専門的 な知識を持っているという方がおられるのですけれど、条例改正以前に、この公募が成立するか どうかについて、検討する機会というのはあったのですか。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。財産活用課長。

○財産活用課長(白石善彦)

議員が言われますのが指定管理者選定委員会でございますので、この委員会で条例等の中身等 を見るというようなことはありませんでした。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

52ページ、コミュニティバス等運行事業費ですけれども、110万6千円の減額理由をお尋ねいたします。

○議長 (秀村長利)

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長(松村浩史)

今回の補正につきましては、コミュニティバス等運行事業費のうち、予約乗合タクシー受付業務委託料及び予約乗合タクシー運行業務委託料について、減額補正するものでございまして、いずれも、プロポーザルによる当該運行事業者選定を行った結果、当初見積もっていた委託料の額よりも安価な契約額となったことによる、いわゆる執行残を減額補正したものでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

なかなか原油だとか資材などの価格の高騰などもあろうかと思いますけれど、予約乗合タクシーの委託業者が経営上の不安定感に陥った場合の対応などについては、どう考えていますか。

○議長 (秀村長利)

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長(松村浩史)

関係のある事業者等の経営状況につきましては、日々いろいろな情報交換の中でお聞きしております。そういった中で、私どものほうで対応できるものがございましたら対応いたしますし、そういった相談も随時受けていきたいというふうに考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

物価高騰等による苦境を打開する上で、相談があればお聞きしたいということですね。確認しておきたいと思うのですけれど。

○議長 (秀村長利)

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長(松村浩史)

私どもの業務を委託しております範囲の中で対応できるものがございましたら、対応を考えたいという意味でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

コミュニティバスも、エリアワゴンもそうですけれど、予約乗合タクシーが止まると大変困る ので、きちんと対応してもらいたいというふうに意見を述べておきたいと思います。

それから、54ページ、審理支援業務委託料、16万5千円の増額補正ですが、事情をお尋ね します。

○議長 (秀村長利)

公平委員会書記長。

○公平委員会書記長(許斐友美子)

職員への懲戒処分を不服とし、この処分の取消しを求める審査請求書が令和3年12月に提出され、現在、公平委員会で審理を行っております。審理の運営及び採決を行うに当たり、法解釈の誤り、争点の漏れなどの法的な瑕疵を防ぐため、公平審理への支援を弁護士に委託しております。本市の公平委員会には、弁護士が不在であることから、委託により専門的な見地から助言、指導をいただくものです。内容は、証拠の確認、事実確認表・争点整理表の作成支援、裁決書案の確認等であり、本年度6月から業務を開始しております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

公平委員会が3人で構成されているわけですけれども、そこが弁護士に今説明があったような 業務を依頼するという専門性を生かしてということなんですけれど、依頼するということになっ たときに、この公平委員会の独立性、自主性というのが、依頼をするということによって弱まっ たりするのではないかという心配があるのですけれど、その辺は検討されておりますか。

○議長 (秀村長利)

公平委員会書記長。

○公平委員会書記長(許斐友美子)

公平委員会は、職員の利益保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方公共団体の長、 そのほかの任命権者から独立した地位を有する機関です。この独立性が保たれるのかというご質 問ですが、裁決の方向性、結果の意思決定をするのは、あくまでも公平委員会であり、弁護士へ の委託は、法的解釈の確認、委員会が作成した争点整理票等への指導・助言にとどめていること から、委員会の独立性は確保されるものと考えております。また、委員の自主性ということです が、委員会が合議制である意味を、委員一人一人が自覚し、それぞれの専門性や経験を生かし協議していただくことで保持できるものと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

予算書の94ページ、ふくおか県央環境広域施設組合負担金、5852万2千円の減額補正ですけれども、飯塚市の負担金はどういう理由で減額になったのか、負担金の考え方そのものも含めて、若干説明してもらっていいですか。

○議長 (秀村長利)

環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

令和4年度当初予算額は23億7848万2千円で、飯塚市の予算要求時には、ふくおか県央環境広域施設組合の予算は確定していないところがあるため、不足が生じないような負担金額を計上しておりました。その後、未確定であった部分が確定し、負担金額は23億1996万円となりましたので、不用額の5852万2千円を減額するものでございます。

この負担金の考え方としましては、その大部分が施設管理費であり、各施設の処理経費に対し、組合規約で定めた負担割合に応じて算出したものが、各自治体の負担金となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

飯塚市の負担金の割合はどのように決められているのか、お尋ねします。

○議長 (秀村長利)

環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

飯塚市の負担金としましては、ふくおか県央環境広域施設組合が設立される以前、飯塚市・嘉麻市・桂川町施設組合と、もう一つ福岡環境施設組合というのがございまして、その当時の負担割合を継承して、それぞれの負担割合が決まっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

負担割合は本会議場で説明するのは難しいですか、数字で。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

桂苑と旧飯塚市・桂川町衛生施設組合分につきましては、飯塚市、桂川町それぞれの処理の実

績割となっております。それからごみ燃料化センター、リサイクルセンター、汚泥再生処理センターに関する経費につきましては、飯塚市、嘉麻市それぞれ均等割40%、人口割60%、それから、飯塚市クリーンセンターと今まで直営施設であった分につきましては、全額飯塚市が支弁するということになっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

補正予算書101ページ、浸水対策事業費の1391万4千円の増額です。事情説明をお願い します。

○議長 (秀村長利)

農業十木課長。

○農業土木課長(百田善一)

補正によります増減の理由といたしましては、まず購入費でございますけれども、当初予算時における土地取得に関わる買収単価につきましては、市の財産審議会において回答いただきました仮評価額を基に取得予定面積に仮評価額を乗じて算出をしておりました。本年度、土地取得に当たりまして、当該年度の土地単価額が必要となりますので、本年度、土地鑑定評価を行ったところ、当初の仮評価額と、本年度行った土地鑑定評価額において差額が生じたことから、不足します1342万2千円を増額したものでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

これは遊水池を造るのですけれど、場所はどこですか。

○議長 (秀村長利)

農業土木課長。

○農業土木課長(百田善一)

場所につきましては、鯰田の山賊鍋の店舗がございますけれども、その向かいの土地となります。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

この付近は従前から水害対策を行ってきたところなんだけれども、遊水池の設置について、計画変更があったのかと思うのですけれど、経過についてお尋ねします。

○議長 (秀村長利)

農業土木課長。

○農業土木課長(百田善一)

本事業は、鯰田地区における浸水被害軽減を目的に、平成24年度より鯰田井手ノ上用排水路 改良工事を進めてまいりました。工事実施に当たり、地盤が軟弱であったことから、地盤改良な どに多額の費用や時間を要し、平成24年度から平成29年度までの5年間で、事業延長 2400メートルに対し、現在、完了している水路延長は575メートルとなっております。こ のまま継続し工事を進めますと、完了までには10年以上の期間を要し、また多額の事業費とな りますことから、事業計画の見直しを行い、令和5年度から令和7年度の3年間において、本流 域において最も浸水対策効果が得られる場所に遊水池を設置し、本地区の浸水被害軽減を図るも のとしております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

当初計画どおりの事業費はどれぐらいで、この変更によって事業費はどのくらいプラス、マイナスするというようなことが分かりますか。

○議長 (秀村長利)

農業土木課長。

○農業土木課長(百田善一)

平成24年度から平成29年度までの5年間で実施しました排水路改良工事の総事業費といたしましては、6億948万3千円となっております。今後計画しております遊水池の事業費の総額としましては約8億円を見込んでおります。当初の計画により、排水路改良工事を進めますと、事業費として約17億円、完成までには10年以上の期間を要することになりますけれども、遊水池に計画を変更することによりまして、事業費が約8億円と半減され、工程につきましても、3年で完成する予定となり、より早期に整備が行われ、浸水による被害軽減が図れるものと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

10年で17億円と、それが3年で8億円に圧縮できるという説明ですか。

○議長 (秀村長利)

農業土木課長。

○農業土木課長(百田善一) そのとおりでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それが本当なら、早くやればよかったですね。

それで、事業効果の見込みをお尋ねします。

○議長 (秀村長利)

農業土木課長。

○農業土木課長(百田善一)

上流からの水を全て遊水池に取り込み、洪水時におきましては、下流域の流出量を調整し、水量を抑制することによりまして、下流域となります鯰田新町地区などの浸水被害軽減が図られることと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

圧縮できた、しかし3年で8億円という、この8億円が適正かどうかという審査は要るのでは ないかと思います。

それから、117ページ、相田公営住宅建替事業費、1億1195万8千円の減額となっております。どういう事情か、お尋ねします。

○議長 (秀村長利)

住宅課長。

○住宅課長(井上尊之)

本事業におきましては、令和元年度に既に基本設計を作成しておりましたが、その後、1棟目

の建設用地となる現相田公園の隣接者の方々より、事業計画に関する要望として、現相田公園の存続に関する申入れをいただくこととなりました。以後、公園の隣接者の方々へ、地域住民間のプライバシー等について考慮した建物の配置例などをお示ししながら、ご説明を差し上げておりましたが、ご理解をいただくにはまだ至っておりません。一方、地元自治会より、令和元年度の基本設計以外のこうした配置例が検討に上がっていることについて、地元自治会にて設立いただいた相田団地建替連絡協議会へ、何ら説明、提案がなされていないというご指摘があり、現在、これまでの経緯、事情を説明し、計画の最終確定に向けた調整を継続しているところであります。しかしながら、この協議、調整にも時間を要しており、本年度予定した業務の発注要件を整えることができず、現在もここまで発注に至っておりませんので、このたび減額補正をさせていただくこととなった次第です。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

今後の見通しはどういうふうにお考えですか。

○議長 (秀村長利)

住宅課長。

○住宅課長(井上尊之)

このたびの減額補正により、本年度予定しておりました地盤調査等の事業を令和5年度以降に変更することとなります。スケジュールの見直しにより、1棟目の皆さんの移転時期が令和7年度から令和8年度へと1年の遅れが生じることとなります。今後は、この事業の遅れが最小限にとどまるよう、随時スケジュールの精査、修正を行うとともに、可能な限り地域のご意見を事業に反映させながら、早期完成を目指してまいります。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

今、おっしゃった地域のというのは、今、市営住宅にお住まいの皆さん、それからそうでない 周辺の住宅の皆さんを含めたところということで理解していていいですか。

○議長 (秀村長利)

住宅課長。

○住宅課長 (井上尊之)

そうでございます。

○議長 (秀村長利)

質疑を終結いたします。

「議案第91号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

「議案第91号」、国民健康保険特別会計補正予算案について、お尋ねします。158ページ、 市税等催告業務委託料は執行残ということかと思いますが、説明を求めます。

○議長 (秀村長利)

医療保険課長。

○医療保険課長(鐘ヶ江孝二)

市税等催告業務につきましては、議員がおっしゃられるとおり執行残となっております。当初 予算が380万4千円ございましたけれど、契約額が318万5600円となっており、この分 の差額、61万8千円について減額をするものです。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜) 契約相手はどちらでしたか。

○議長 (秀村長利)

医療保険課長。

○医療保険課長(鐘ヶ江孝二) 契約相手は株式会社アイ・シー・アールとなっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

業務内容をお尋ねします。

○議長 (秀村長利)

医療保険課長。

○医療保険課長(鐘ヶ江孝二)

業務委託の内容としましては、納期限を20日以上経過し、督促状送達後10日経過しても、 なお市税等に未納がある納税義務者に対して、電話、訪問及び文書催告による納付勧奨を行うも のでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

文書送付、電話、訪問というのがあるのですね。訪問はどうやってやるのですか。

○議長 (秀村長利)

医療保険課長。

○医療保険課長(鐘ヶ江孝二)

毎月、市のほうからリストを提供しまして、それに基づいて電話等をおかけし、大体訪問については月に250件ほど行っているような、もちろんアポをとりまして、その後、250件ほど行っているような状態になっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

訪問は何時から何時までの間でやっていますか。

○議長 (秀村長利)

医療保険課長。

○医療保険課長(鐘ヶ江孝二)

この業務につきましては、平日が8時半から17時15分、土日が8時半から17時15分までとなっておりまして、ちょっと訪問の時間帯についての資料がございませんが、この時間内で行っていると思います。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

本来は、市役所の職員が、公務員が、止まっているようですけれど、暮らしは、お困り事はありませんかというような立場で行くのが当たり前ではないかと思うけれど。

160ページ、一般被保険者国民健康保険税、5237万9千円の減額になっています。この減額について、説明をお願いします。

○議長 (秀村長利)

医療保険課長。

○医療保険課長(鐘ヶ江孝二)

この減額の要因ですが、当初予算を組むときに、新型コロナウイルスの影響による減免措置というのがその前の年ございまして、その影響について、今年度はないものというふうに考えておりましたけれど、実際に年度を経過しますとその分がありまして、年間3470万円ほど、減免による収入の低下が見込まれるということが、主たる要因となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

ほかはどういうのがありますか。

○議長 (秀村長利)

医療保険課長。

○医療保険課長(鐘ヶ江孝二)

その他の要因としましては、被保険者の減少等が挙げられると思います。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

162ページの国民健康保険給付費等準備基金繰入金、8949万9千円の減額であります。 どういうことか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長 (秀村長利)

医療保険課長。

○医療保険課長(鐘ヶ江孝二)

繰入金のところに前年度繰越金を総額2億9083万2千円計上しております。このうち、県への返還金が約1億8100万円ほどございまして、差引き1億1千万円ほどございます。これが基金繰入金の減、約9千万円の主たる要因と考えます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

そういう答弁なら、聞こうと思っていたのも分かりましたので。

163ページの前年度繰越金について、もう少し説明してもらっていいですか。

○議長 (秀村長利)

医療保険課長。

○医療保険課長(鐘ヶ江孝二)

繰越金が多く出ておりますのは、令和3年度の予算になりますけれど、令和3年度の予算で医療費を、令和2年度が極端に下がっておりましたので、令和3年度の医療費を回復した分として見込んでおりましたけれど、この分が思ったより伸びず、これに見合います県からの普通交付金、この分が過大になりまして、これだけの繰越しが出ています。

○議長 (秀村長利)

質疑を終結いたします。「議案第92号」及び「議案第93号」、以上2件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第94号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

「議案第94号」、小型自動車競走事業特別会計補正予算案、補正予算書の228ページです。

上のほうに競走業務委託料があります。954万4千円の減額です。説明をお願いします。

○議長 (秀村長利)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長(木村尊治)

競走業務委託料の内容といたしましては、選手災害補償費、競走車破損補償費、ヘルメット破損補償費、競走用手袋補償費及び車両運搬費がございます。当初予算作成時は令和4年度の開催日程案として、通常開催83日、ミッドナイト67日の合計150日でそれぞれ費用を計上しておりました。今回補正では、確定した令和4年度の開催日程、通常開催78日、ミッドナイト81日の合計159日としております。オートレースは通常開催が1日12レース、ミッドナイト開催が1日8レースで行っております。合計日数は増加しておりますけれども、通常開催日数が減少し、1日のレース及び参加選手数が少ないミッドナイト開催日数が増加していることから、954万4千円の減額を行っております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

同じく228ページのそのすぐ下のほうにあると思いますけれど、JKA交付金のほうは、増額補正で1597万2千円となっております。これについても説明をお願いします。

○議長 (秀村長利)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長(木村尊治)

JKA交付金ですけれども、小型自動車競走法第20条の規定により、小型自動車競走施行者は、これは9日間になりますけれども、1回の開催による勝車投票券の売上金の額に応じて、小型自動車競走振興法人、これはJKAになります、こちらのほうに交付することとされております。JKAは、小型自動車、その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業、その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するというオートレース事業の趣旨に基づき、機械振興や公益事業振興のための補助事業を行っております。この交付金はその原資となっているものです。今回補正につきましては、売上げの決算見込みが、当初見込んでおりました額よりも増額しておりますことから、合わせまして1597万2千円を追加しております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

同じく228ページですけれども、包括的民間業務費の増額補正について、お尋ねします。

○議長 (秀村長利)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長(木村尊治)

包括的民間委託料につきましては、歳入総額から、選手賞金、JKA交付金、車券払戻金などの事業必要経費及び収益補償金を除いた額となります。本年度決算見込みで10億195万7千円となりまして、122万8千円の増額となるものでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

総額で36億円となるメインスタンド関連の補正は、今回はないのですか。

○議長 (秀村長利)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長(木村尊治)

今回の補正ではありません。

○議長 (秀村長利)

質疑を終結いたします。「議案第95号」から「議案第98号」までの4件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第99号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

「議案第99号」、水道事業会計補正予算案について、お尋ねをします。補正予算書7ページ、営業収益及び営業費用。減額補正が9515万1千円ということになっております、営業収益が。営業費用のほうが3596万9千円ということなんですけれど、内訳の説明をお願いします。

○議長 (秀村長利)

企業管理課長。

○企業管理課長(松本日出登)

営業収益の主なものとしましては、受託工事費の減のほうになりますが、県道小竹頴田線道路 改良に伴う送配水管移設工事2658万1千円、県道口原稲築線道路改良に伴う配水管移設工事 657万4千円、鯰田地区配水管布設及び消火栓設置工事5024万8千円となります。減額の 理由としましては、依頼機関から、本体工事の工程変更により、実施時期を次年度以降に先送り するためのものとしての理由によるものでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

17ページ、津原導水管更新実施設計業務委託料は減額補正になっております、2214万8千円。これはどういう事情でしょうか。

○議長 (秀村長利)

上水道課長。

〇上水道課長(佐竹広行)

主たる理由としましては、予算上では、既設管の内部補修までを範囲とした実施設計を計上しておりましたが、新管の布設完了後の農閑期に既設導水管内の排水を行い、管内部の調査を行った上で、内部補修の実施設計を行うように変更、設計の一部を先送りとしたことや、執行残によるものです。

○議長 (秀村長利)

質疑を終結いたします。「議案第100号」及び「議案第101号」、以上2件については、 いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第102号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。 ○8番 (川上直喜)

「議案第102号」、個人情報保護条例の全部改正条例、改正案について、お尋ねをします。 まず議案提出に至る経過、事情を説明してください。

○議長 (秀村長利)

総務課長。

○総務課長(手柴英司)

個人情報保護制度につきましては、令和3年に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことによりまして、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、これまでは、個人情報を取り扱う主体ごとに、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者に分かれておりました3本の法律が、個人情報の保護に関する法律に一本化されました。さらに、

令和5年4月1日からは地方公共団体にも改正個人情報保護法の全国的な共通ルールが適用されることになりましたので、改正法の施行に必要な事項を条例で定めるものでございます。なお、個人情報保護法の改正に伴う、本市の個人情報保護制度における対応につきましては、令和4年8月16日に飯塚市個人情報保護審議会に諮問をさせていただきまして、8月24日、9月7日、10月21日、10月28日の計4回審議会を開催いたしまして、ご審議いただきました。11月1日付で、本審議会から答申書が提出されておりまして、本市としましては、審議会から提出いただきました答申書を踏まえまして、本議会に条例案を提出させていただきましたというところでございます。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

飯塚市個人情報保護審議会に諮問し、答申を11月1日に得て、議案上程に至ったと、法改正が前提としてあるわけですけれど。そこで、この全部改正、なぜなのかということがあるんですけれど、答申書との関係で言いますと、条例、要配慮個人情報追加の要否についてというものがあるんですけれど、結論的にここを見ると、改正条例において、条例要配慮個人情報の追加を行う必要性は特段認められないというふうに書いております。これは市としてはどういう評価をしているのかお尋ねします。説明もしてください。

○議長 (秀村長利)

総務課長。

○総務課長(手柴英司)

現行の条例におきまして、収集制限のある個人情報と、改正法における要配慮個人情報の内容に差異がないという解釈をしております。したがいまして、改正条例において、条例、要配慮個人情報の追加の必要性はないということで定めませんでした。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

次は、個人情報業務登録簿の作成についてということで、答申書、審議まで検討されているわけですけれども、保有する個人情報の数が1千人未満のものも含めたファイル簿を作成、公表することが望ましいということについては、従前の現行条例との関係ではどういうことになりますか。変わりがありますか。

○議長 (秀村長利)

総務課長。

○総務課長(手柴英司)

改正法におきましては、議員がおっしゃるとおり、保有する個人情報の数が1千人以上の場合、現行の個人情報登録簿に相当する個人情報ファイル簿というものを作成することになっております。しかしながら、市民にとって重要な個人情報に関する内容の公表につきまして、取扱件数による差異を設けることは適切ではないと考えましたので、現行条例同様、保有する個人情報の数が1千人未満のファイル簿についても作成することとしております。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番(川上直喜)

さらに、個人情報の開示請求に対し、不開示とする情報の内容についてというのがあります。 これを若干説明していただいて、現行条例との関係で変更があるのか、お尋ねをします。

○議長 (秀村長利)

総務課長。

○総務課長(手柴英司)

改正法と本市情報公開条例における非開示情報を比較いたしました。その結果、差異はなく整合性はとれているという判断をしましたので、条例を定めることにより、改正法の不開示情報から除く必要はないというような結論を出しております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

次は開示、訂正及び利用停止請求の決定期限についてということで、30日というふうになっていることについて、請求者の利益という角度から見たときに、現行条例との関係で言うと、これは変わりがない状態になっているのかという気もしますけれど、ちょっと説明してもらっていいですか。

○議長 (秀村長利)

総務課長。

○総務課長(手柴英司)

改正法における開示請求の決定期限は、請求の日から30日以内となっておりまして、改正法第108条において、法の規定に反しない限り、条例に定めることで、決定期限を短縮することができるとされておりました。そのことから、本市におきましては、現行条例と同様に、開示請求の日から14日以内とすることにしております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

次は開示請求に係る手数料について、なお書きがありまして、実費負担を引き続き求めることからと書いているので、審議会としても、これは変わらないということかと思いますけれど、市 民目線で誤解を招くことがないよう条例の作成に当たっては、文言に留意されたいというふうになっているのですが、これはどういったことなのでしょうか。

○議長 (秀村長利)

総務課長。

○総務課長(手柴英司)

この部分につきましては、開示に係る手数料は確かに無料である。ですけれども、コピーをとっていただいたりという場合の実費についてはご負担いただくということを明記するようにというような、審議会のご意見がございましたので、それに沿って条文をつくらせていただいています。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

これは変わったということですか。

○議長 (秀村長利)

総務課長。

○総務課長(手柴英司)

これは従前と同じでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

訂正請求等における開示前置主義等について、法との関係で、今回条例案はどういう関係になっているのでしょうか。

○議長 (秀村長利)

総務課長。

○総務課長(手柴英司)

この条文の意味合いにつきましては、個人情報の訂正請求等を行う際に、実際に開示していただいた情報に対して行うということでございまして、従前、特段の規定はございませんでしたので、今回は設けたというような形でございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

これについては、少し委員会で丁寧に審査してもらいたいというふうに思いますけれど、全体 として、現行条例と骨格において変わらないということなんですか。

○議長 (秀村長利)

総務課長。

○総務課長(手柴英司)

今回の法改正で、個人情報保護制度については、体系は変わりましたけれども、本市といたしましては、個人情報保護の水準をなるべく保つような形で条例改正をさせていただいたというふうに思っております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

旧市町の時代から、それぞれの大事にしてきた条例があると思うんですけれど、例えば、資産公開条例とか政治倫理条例、そうしたものとか、それから自然環境保全条例とかありますけれど、それから情報公開条例、飯塚市の場合は、例えば情報公開条例だと、保有する、または、保有すべきというものが開示請求対象資料になるんですね。それから同様に、個人情報保護条例についても、大事にしてきた条例だと思うんですよ。そうしたものを、何か、国の法のほうが、別の問題意識で大丈夫かというような方向に変わっていったんだけれど、それに付き合って、飯塚市が大事にしてきたこの条例を変える必要はないのではないかと思うのですけれど、変わらないのであれば、撤回したらどうかと思うんですけれど、一遍。そういうことは検討しませんか。

○議長 (秀村長利)

総務課長。

○総務課長(手柴英司)

今回の条例改正につきましては、個人情報保護法の施行に際して、必要な事項を定めるという 必要がございますので、改正は必要だというふうに考えております。

○議長 (秀村長利)

質疑を終結いたします。「議案第103号」については質疑通告があっておりませんので、質 疑を終結いたします。

「議案第104号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。 ○8番 (川上直喜)

「議案第104号」、附属機関の設置(公共施設跡地関係)ということなんですけれど、この 附属機関設置の目的をお尋ねします。

○議長 (秀村長利)

財産活用課長。

○財産活用課長(白石善彦)

改正する目的としましては、現在、設置しています附属機関は、学校跡地、跡施設の売却に限定した委員会となっております。今回この対象施設を拡大し、その他の公共施設について、プロポーザル方式による売却を可能とするものでございます。用途廃止した学校や交流センターなど、これまで地域拠点として象徴的な施設であった公共施設跡地の利活用につきましては、地域住民の当該地再生に対する期待が大きいと考えられることから、一般競争入札による価格のみで決定するのではなく、地域住民の意見をより反映できますよう、地域の代表者に選定委員会の一員として参加していただき、利活用に対する具体的な提案を受けた中から、地域において最もふさわしい活用方法を示す事業者に売却するためでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

活動計画というか、スケジュールはどのようなふうになっていますか。

○議長 (秀村長利)

財産活用課長。

○財産活用課長(白石善彦)

今後の売却施設につきましては、用途廃止した交流センター跡地を予定しております。その中で、旧立岩交流センター跡地につきまして、公募型プロポーザル方式による売却を予定しており、今年度中に事業者選定委員会を開催したいと考えております。なお、その他交流センター跡地につきましては、現時点において詳細な時期等は未定となっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

学校跡地についてはどういうお考えですか。

○議長 (秀村長利)

財産活用課長。

○財産活用課長(白石善彦)

学校跡地につきましては、鎮西中学校、潤野小学校、楽市小学校が、まだ売却をしておりませんけれど、今、売却するように手続をしているところでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

一般競争入札というのは、学校跡地とその他の跡地については、区別して考える必要があるのではないかというふうに思うんですよ。その発想というのは、この中にはありますか。

○議長 (秀村長利)

財産活用課長。

○財産活用課長(白石善彦)

先ほども答弁させてもらいましたとおり、公共施設でその地域の象徴的な施設だったものにつきましては、やはり地域住民の意見を聞きたいと思っておりますので、その中で条件付一般競争入札をするのか、プロポーザル方式をするのかにつきましては、その物件の実情に応じて、最適な方法を選択することでしていきたいと思っております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

これは意見ということになるかもしれませんけれど——。

○議長 (秀村長利)

意見は討論で述べてください。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

では、質問にしましょう。学校跡地については、国のほうも、地方公共団体において、住民福祉の増進に関わるような、積極的な企画を考えていくと、当然、住民との関係で合意形成が要るでしょうけれど、そういうことを、提起していることもあるんですけれど、そういう発想は今、飯塚市には消えているわけですか。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。財産活用課長。

○財産活用課長(白石善彦)

失礼しました。質問議員が言われますとおり、一般的な遊休地とは違いまして、用途廃止した 学校や交流センターなどは地域の象徴的な施設であって地元の重要な土地だったと思われます。 そのことでいろいろな地元意見等を鑑みて、意見を取り入れながら、市のほうでも内部で協議し、 いろいろな売却方法を考えていきたいと考えているところでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

売却だけではなく、市が能動的に貢献できるものも考えていくという角度も要るかなと。 それから、委員ですけれど、女性委員の比重を増やす視点からはどういうお考えがあるか、お 尋ねします。

○議長 (秀村長利)

財産活用課長。

○財産活用課長(白石善彦)

現在の公共施設跡地に関係の附属機関におきましては、女性登用率40%を超えております。 今後につきましても、引き続き40%以上になるよう地元の推薦等にお願いしたいと考えるところであります。

○議長 (秀村長利)

質疑を終結いたします。

「議案第105号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。 ○8番 (川上直喜)

「議案第105号」、附属機関の設置(行政経営戦略関係)です。まず、設置目的をお尋ねします。

○議長 (秀村長利)

業務改善·DX推進課長。

○業務改善·DX推進課長(中嶋啓誠)

現行の行財政改革大綱及び行財政改革後期実施計画が令和5年度をもって計画期間満了となる

ことに伴いまして、次期大綱及び実施計画の策定及び進捗について、調査審議を行うことを目的といたしまして、飯塚市行政経営戦略推進審議会を設置するものでございます。なお、審議会におきましては、今後の超少子高齢化による人口構造の変化に対応し、行政サービスを維持向上できるよう、これまでの行財政改革の成果や課題、現状分析と、今後の財政見通し等を踏まえまして、業務改善、デジタルトランスフォーメーションや働き方改革といった視点を取り入れて、ご審議をいただきたいと考えているところでございます。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

どういったメンバーで構成しようと考えていますか。

○議長 (秀村長利)

業務改善·DX推進課長。

○業務改善・DX推進課長(中嶋啓誠)

審議会の委員につきましては、行政施策やデジタルトランスフォーメーション、働き方改革、 人材育成、財務、経営等について、専門的な知識や経験等を有する方に市内外を問わず、ご就任 いただきたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

女性委員についてはどうお考えですか。

○議長 (秀村長利)

業務改善·DX推進課長。

○業務改善·DX推進課長(中嶋啓誠)

第2次飯塚市男女共同参画後期プランにおける、政策・方針決定過程の女性の参画促進では、 女性委員の割合、40%から60%が目標とされております。特に働き方改革や人材育成の視点 においても、多様なご意見がいただけるものと期待をいたしますので、積極的にご就任をお願い したいと考えているところでございます。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番(川上直喜)

市民公募はどうお考えですか。

○議長 (秀村長利)

業務改善·DX推進課長。

○業務改善・DX推進課長(中嶋啓誠)

委員の公募につきましては、本審議会の委員に求められます専門的な知識や経験等を踏まえま して、今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

市役所のめがねにかなった方だけが専門性が豊かで、市民公募の方たちはそうでないということは全くないわけですよね。市役所の知らない方たちの中で、そういう力を持った経験のある方というのはたくさん、当然あるわけで、そういう意味では、きちんとした市民公募がどうしても必要だというふうに思います。

それから設置以降の活動計画、スケジュールをお尋ねします。

○議長 (秀村長利)

業務改善·DX推進課長。

○業務改善·DX推進課長(中嶋啓誠)

来年度のなるべく早い時期に審議会委員を選任いたしまして、審議会を開催し、大綱の素案をまとめてまいりたいと考えております。素案がまとまりましたら、市民意見募集を実施いたしまして、その後、市民意見等を踏まえまして、最終的に、大綱を策定していく予定でございます。

○議長 (秀村長利)

質疑を終結いたします。「議案第106号」及び「議案第107号」、以上2件については、 いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第108号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

「議案第108号」、公共施設等整備基金条例、部分的には一般質問でも聞かせていただきましたけれど、まず設置目的をもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長 (秀村長利)

財政課長。

○財政課長(落合幸司)

条例案第1条にありますとおり、本市が所有する公共施設及び公用施設の建設費、改修費、除 却費及び設備の更新費等の整備費の財源に充てるため設置するもので、20年後、30年後に再 度訪れる老朽化による更新、または整備費用に備えるものでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それだけなら読んで分かるのだけれど、目標はあるのですか。

○議長 (秀村長利)

財政課長。

○財政課長(落合幸司)

具体的な目標額につきましてはございませんが、合併以降の16年間で、老朽化した公共施設等の更新改修等の整備費に一般財源で約189億円の予算を必要としておりましたので、将来、再度この規模の財源が必要となることが想定されることを考慮しますと、できるだけ多く積立てをし、備えておく必要があると考えております。財政状況が許す範囲で積立てをしていくことになると考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それは、アバウトな目標は189億円というような意味合いになるんですか。

○議長 (秀村長利)

財政課長。

○財政課長(落合幸司)

この先の必要額というのが現時点では分かりませんので、まずは、そこまで積み立てることができるかどうかというのは分かりませんが、その規模の額が必要になることを想定して積立てをしていくということを考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

水道料35%値上げの理由づけを、また再現している感じなんですね。 例えば189億円、これは今おっしゃったのは総事業費合計で189億円なんでしょう。

○議長 (秀村長利)

財政課長。

○財政課長(落合幸司)

国、県の補助金や起債等の財源を除いた一般財源のベースで189億円の予算を必要としておりました。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

分かりました。一般財源ということですね。今までこの多額のお金を、この公共施設等整備基金がなくてもやってきたわけですよね。これがないとできませんか。

○議長 (秀村長利)

財政課長。

○財政課長 (落合幸司)

これまでこの公共施設等整備基金はもちろんございませんでしたが、財政調整基金、こちらのほうや、そのほかで、起債で申しますと合併特例債といった有利な起債もございましたので、そういった財源を活用してやってまいりました。ですので、今後そういった有利な財源である合併特例債というものがなくなることを想定すれば、財源を積立てをしておくことが必要だと考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

ちょっと苦しいですよね。それで、今回既に10億円、積立ての予算が入っていて、予算の話をするわけではないけれど、利子積立てが46万9千円とか。それから運用収入積立てが437万4千円とか、もう組んでいるわけです。これは10億円、無理やりというか、財政調整基金を財源として、要するに回すわけでしょう、こっちに。ソフト面で使えるお金かもしれないものを、ハードのほうに、かなり頑丈な貯金箱に移してしまうことになるんだけれど、ここに10億円移して、この基金からどういう運用の仕方をするんですか。今年度中に運用収入が437万円見込めるということなんですか。

○議長 (秀村長利)

財政課長。

○財政課長(落合幸司)

質問議員がおっしゃるとおり、財政調整基金から組み替えたという形に近いものでございまして、これまでも、財政調整基金で10億円は運用等を行っておりますので、その運用等の収入が、こちらの公共施設等整備基金に移し替えたということになります。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

この基金の10億円を、それを財調だとか減債とかと切り離して、基金の運用全体から切り離して、これだけ、10億円だけを運用するということではないわけですか。

○議長 (秀村長利)

財政課長。

○財政課長(落合幸司)

そのとおりでございます。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上野議員。
- ○8番 (川上直喜)

そうではないという意味ですか。

○議長 (秀村長利)

財政課長。

○財政課長(落合幸司)

切り離して運用するという意味ではございませんという意味でございます。

○議長 (秀村長利)

質疑を終結いたします。「議案第109号」から「議案第115号」までの7件については、 いずれも質疑通告があっておりませんので質疑を終結いたします。

「議案第116号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。 ○8番 (川上直喜)

「議案第116号」、ふくおか県央環境広域施設組合規約の変更についてです。これは協働環境委員会に行くんですよね。それで、桂苑に係る経費の負担に嘉麻市を加えることについてということなんですけれど、ちょっと事情を説明してもらえますか。

○議長 (秀村長利)

環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

ふくおか県央環境広域施設組合が令和2年にごみ処理施設の集約化に関する方針を取りまとめ、本方針に基づき、令和5年4月から、それまで飯塚市クリーンセンター、桂苑、ごみ燃料化センター、嘉麻クリーンセンターという、管内4つの可燃ごみ処理施設で処理していたものを、飯塚市クリーンセンターと桂苑の2施設に再編することから、嘉麻市の可燃ごみは桂苑で処理することとなり、桂苑の負担割合に嘉麻市を加える必要が生じたものでございます。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

その地域で発生した廃棄物はその区域内で、一般廃棄物は処分するという原則がありますね。 自区内処理の原則と言いますけれど。言うでしょう。それとの関係では、この嘉麻市を加えると いうことについて、どういう議論をしたのでしょうか、その観点から。

○議長 (秀村長利)

環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

現在、飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町管内から排出される一般廃棄物は、同市町間が構成するふくおか県央環境広域施設組合において管理運営するごみ処理施設で適正に処理を行っています。これは、当該2市1町が広域で共同処理する事務として実施しているものであり、ご質問の嘉麻市の一般廃棄物を、桂川町の桂苑で処理するということは、法的にも問題はないと確認しております。なお、このごみ処理の広域化に関しましては、平成9年に国がごみ処理の広域化計画を作成していますとともに、平成11年3月には、県も福岡県ごみ処理広域化計画を策定し、複数の自治体による共同処理を推進しているような状況でございます。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

ごみ処理施設の設置に関する経費の新設ということにもなっていますけれど、これはどういうことですか。

○議長 (秀村長利)

環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

同じくごみ処理施設の集約化に関する方針に基づき、ふくおか県央環境広域施設組合は、令和12年度の新清掃工場開設に向けて現在取り組んでおりますが、令和5年度から新清掃工場に関する予算が必要となり、負担割合を決める必要が生じたため、規約の改正を行い、申請するものであります。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

もう少し具体的に説明してもらっていいですか。

○議長 (秀村長利)

環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

現在、管内に4つのごみ処理施設がありますが、いずれもかなりの年数を経過しておりまして、施設を新たに建設する必要が生じておりました。そこで、組合の中でごみ処理施設の集約化に関する方針を検討し、令和12年度に新たな清掃工場1施設を開設して、そこでその区域内の全てのごみの処理をするような計画を立てております。それに合わせて、令和5年度からその関係の予算が必要となりましたので、負担割合を決める必要が生じたというところでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

その事業費はどれぐらいを見込んでいるわけですか。

○議長 (秀村長利)

環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

現在、新工場の処理方式や管理運営方式等は全く決まっていないため、どのくらいの建設費用となるかというのは分かっておりませんが、一般的にごみ処理施設の建設には数年前までは、処理1トン当たり1億円と言われておりましたが、最近は物価の上昇等もあり、約1.5億円強と見込まれております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

そうするとどれぐらいになるわけですか。例えば、飯塚市クリーンセンターの場合だと、90トン掛ける2でしょう。それで180億円。集約して、大型化するのかな。最新鋭にするのかな。そうした場合は、どれぐらいをめどとしているわけですか、組合としては。

○議長 (秀村長利)

環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

現在のクリーンセンターと同じ180トンと推定しますと、それの約270億円ぐらいかかる のではないかというふうに見込んでおりますが、まだ、どのぐらいの処理能力の施設が必要なの かとか、どのような処理方式をするのかというのは全く決まっておりませんので、それに合わせ て、また費用も変わってくると考えております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

広域組合の事業については、もちろん、飯塚市議会からも広域組合議員を選出しておりますけれど、飯塚市議会としてはなかなか見えにくいわけです。飯塚市議会から選出した議員が飯塚市議会に報告しなければならないという議会上のルールがないからですね。ですから、皆さん方から、執行部がきちんと関わりのある範囲で報告してもらわないといけないんだけれど、270億円とするでしょう。そうすると飯塚市の負担はどれぐらいの比率になるのですか。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時12分 再開

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長(福田憲一)

先ほど担当課長が申しました件につきましては、今、ごみ処理場につきましては、2市1町でございますが、広域施設組合のほうで、新清掃工場についても、話合いを来年度から、いよいよ詳しいことについては、るるスタートするというところで、私どももそれをどういうふうにしていくか、どういうふうになっていくのかというところは、今後、施設組合のほうで、うちの担当者レベルも入っていますけれど、そこら辺で聞きながら、報告すべきものは報告するものとして、今後、対応していきたいというふうに思っております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

先ほど総事業費についてはそういうアバウトな話なんですけれど、飯塚市の負担に関する基準はどういったことになるのかというのをちょっとお尋ねしたんですよね。それは答弁できますか。

○議長 (秀村長利)

環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

負担割合としましては、今回、議案として上げておりますが、人口割で負担割合を決めるということになっております。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)人口割だけですか。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

○議長 (秀村長利)

本会議を再開いたします。環境対策課長。

○環境対策課長(小村慎次)

失礼いたしました。先ほど言いました人口割というのは、経費にかかる負担割合が人口割ということでございまして、総事業費に関しましては、まだ今のところは決まっておりません。

- ○議長 (秀村長利)
 - 8番 川上直喜議員。
- ○8番 (川上直喜)

そうなんですか。それで、片峯市長が組合長でもあろうと思いますけれど、その点からいうと、透明性のある、公正というのは前提ですけれど、透明な広域組合運営というのが、飯塚市、あるいは飯塚市議会からも求められてしかるべきだと思いますので、そういう情報の公開とか、そういうことを要求しておきたいと思います。質問を終わります。

○議長 (秀村長利)

質疑を終結いたします。「議案第117号」については質疑通告があっておりませんので質疑 を終結いたします。

本案28件は議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第118号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)」から「議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」までの11件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長(久世賢治)

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関連議案から、提案理由の説明をいたします。

「一般会計・特別会計補正予算書」の7ページをお願いいたします。「議案第118号 令和 4年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)」につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額に4867万5千円を追加いたしまして、901億8638万8千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして職員の給与改定 を行い、それに伴う経費を補正するものでございます。

41ページの「議案第119号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」から95ページの「議案第124号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」までの特別会計につきましても、一般会計と同様の理由により補正しようとするものでございます。

続きまして、企業会計関連議案の提案理由を説明いたします。「企業会計補正予算書」の5ページをお願いいたします。「議案第125号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」及び15ページの「議案第126号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」につきましては、一般会計と同様の理由により補正するもので、2会計の人件費で370万8千円、それに伴う負担金等で3万7千円の追加をいたしております。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関連議案以外の議案についてご説明いたします。「追加議案書」3ページをお願いいたします。「議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、職員の給与に関し、行政職給料表及び勤勉手当の支給率の改定、55歳を超える職員で行政職の給料表6級以上の者の給料月額等の減額措置及び国家公務員の給与制度の総合

的見直しにより、経過措置として実施していた現給保障を廃止するものでございます。

23ページをお願いいたします。「議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正により、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長 (秀村長利)

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本案11件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付 託いたします。

提出されております請願が1件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、<u>「請願第</u>10号」は議会運営委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時20分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

- 1番 秀 村 長 利
 15番 田 中 裕 二

 2番 坂 平 末 雄
 16番 吉 松 信 之
- 3番 光 根 正 宣 17番 福 永 隆 一
- 4番 奥山亮一 18番 吉田健一
- 5番 金 子 加 代 19番 田 中 博 文
- 6番 兼 本 芳 雄 20番 鯉 川 信 二
- 7番 土 居 幸 則 21番 城 丸 秀 髙
- 8番 川上直喜 22番 松延隆俊
- 9番 永末雄大 23番 守光博正
- 10番 深 町 善 文 24番 瀬 戸 光
- 11番 田中武春 26番 佐藤清和
- 12番 江口 徹 27番 道祖 満
- 14番 上野伸五 28番 平山 悟

(欠席議員 2名)

- 13番 小幡俊之
- 25番 古本俊克

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石記人 議会事務局次長 太 田 智 広 議事総務係長 今 住 武 史 議事調査係長 渕 上 憲 隆 書 記 生 山 真 希 書 記 安 藤 良 書 記 宮 山 哲 明

◎ 説明のため出席した者

片峯 長 福祉部次長 長 尾 恵美子 市 誠 副 市 長 久 世 賢 治 都市建設部次長 臼 井 耕治 副 長 市 藤 江 美 奈 都市建設部次長 大 井 慎 育 長 井 課長 柴 教 武 政 総務 手 英 司 企業管理者 石 田 愼 財 政 課 長 落 合 幸 司 総務部長 許 斐 博 史 財産活用課長 石 善 彦 白 行政経営部長 東 剛 史 業務改善·DX推進課長 中 嶋 啓 誠 市民協働部長 久 家 勝 行 地域公共交通対策課長 松村 浩 史 市民環境部長 医療保険課長 鐘ヶ江 孝 福 田 憲 丸 義 次 経 済 部 長 兼 経 環境対策課長 小 村 慎 福祉部長 渡 部 淳 公営競技事業所副所長 木 村 尊 治 都市建設部長 中 村 洋 社会・障がい者福祉課長 森山仁志 教育部 長 山 田 哲 史 住宅課長 井 上 尊 之 企業局長 井 志 農業土木課長 淳 田 善一 本 百 公営競技事業所長 樋 嘉 文 公平委員会書記長 許 斐 友美子 経済政策推進室長 早 野 直 企業管理課長 松 本 日出登 大

上水道課長 佐竹広行